

(平成16年4月1日文部科学大臣認可)

(令和7年9月9日文部科学大臣変更認可)

独立行政法人日本学生支援機構

平成16年4月1日

最終変更 令和7年9月9日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北 原 保 雄

業務方法書

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 学資の貸与その他必要な援助に関する事項

第1節 貸与奨学金の貸与を受けるための資格、条件等（第3条・第4条）

第2節 貸与奨学金の額等（第4条の2―第7条）

第3節 貸与奨学生の選考等（第8条―第10条の2）

第4節 貸与奨学金の申込等（第11条―第13条）

第5節 貸与奨学金の貸与期間等（第14条―第17条の2）

第6節 返還（第18条―第23条）

第7節 返還期限の猶予等（第24条―第24条の8）

第8節 返還免除（第25条―第27条）

第9節 貸与奨学生の補導等（第28条―第30条）

第10節 審査請求（第30条の2）

第2章の2 学資の支給その他必要な援助に関する事項

第1節 給付奨学金の支給を受けるための資格、条件等（第30条の2の2―第30条の5の2）

第2節 給付奨学生の選考等（第30条の6・第30条の7）

第3節 給付奨学金の申込等（第30条の8―第30条の11の2）

第4節 給付奨学金の支給期間等（第30条の12―第30条の15の2）

第5節 給付奨学金の返還（第30条の16・第30条の17）

第6節 給付奨学生の適格認定等（第30条の18―第30条の21）

第7節 審査請求（第30条の22）

第3章 外国人留学生等に対する学資の支給その他必要な援助に関する事項（第31条―第35条）

第4章 施設の設置及び運営に関する事項（第36条）

第5章 試験に関する事項（第37条）

第6章 日本語教育に関する事項（第38条）

第7章 削除

第8章 催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進

を図るための事業に関する事項（第40条）

第9章 研修並びに情報及び資料の収集，整理及び提供に関する事項（第41条）

第10章 調査及び研究に関する事項（第42条）

第11章 附帯業務に関する事項（第43条）

第12章 施設の供用に関する事項（第44条）

第13章 業務委託の基準（第45条）

第14章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第46条）

第15章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法，法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第47条―第61条）

第16章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項（第62条・第63条）

附則

第1章 総則

（業務方法書の目的）

第1条 この業務方法書は，独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。以下「法」という。）第3条に規定する目的を達成するため，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき，独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め，もってその業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

（業務実施の基本方針）

第2条 機構は，法第3条に規定する目的を達成するため，学生等に対する支援に係る国，大学等との役割分担のあり方を踏まえ，学生支援に関するナショナルセンターたるに相応しい機能を担っていくことを，業務遂行の基本方針とする。

第2章 学資の貸与その他必要な援助に関する事項

第1節 貸与奨学金の貸与を受けるための資格，条件等

（学資の貸与を受ける者の資格）

第3条 機構は法第13条第1項第1号の業務として，法，独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「令」という。）及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。）の定めるところにより，大学等（大学（大学院を除く。以下同じ），大学院，高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。第8条第3項及び第2章の2を除き，以下同じ。）に在学する優れた学生等（大学，大学院及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。第30条の2の2及び第30条の3を除き，以下同じ。）であって経済的理由により修学に困難がある者と認められたものに対して，学資の貸与を行うものとする。

(学資の貸与)

第4条 前条の規定により、機構が貸与する学資を貸与奨学金、貸与奨学金を受ける者を貸与奨学生といい、貸与奨学生のうち、無利息の貸与奨学金（以下「第一種奨学金」という。）を受ける者を第一種奨学生、利息付きの貸与奨学金（以下「第二種奨学金」という。）を受ける者を第二種奨学生という。

- 2 第一種奨学金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難がある者のうち、省令第21条（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号。以下「特区法施行規則」という。）第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める基準及び方法に従い、特に優れた学生等であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
- 3 第二種奨学金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、省令第22条（特区法施行規則第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める基準及び方法に従い、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
- 4 省令第23条（特区法施行規則第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める基準及び方法に従い、第一種奨学金の貸与を受けることによってなおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第一種奨学金に併せて第二種奨学金を貸与することができるものとする。
- 5 第一種奨学金のうち、令第1条第1項の表中修士課程及び専門職大学院の課程（これに相当する外国の学校を除く。）に在籍する者への貸与であって、同項の授業料月額相当額に12を乗じた額を授業料支援金といい、同項において授業料月額相当額に加えて貸与される2万円又は4万円を生活費奨学金といい、両者を総称して授業料後払い制度という。
- 6 第一種奨学金（大学院で貸与を受けるものを除く。）のうち、採用時において経済的理由により特に著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与する貸与奨学金は、第24条に定める返還期限猶予について同条第5項に規定する特例を適用できるものとする。
- 7 前項の認定は、当該貸与奨学金の貸与を受ける者の生計維持者（省令第23条の2第4項に規定する者をいう。以下同じ。）の貸与額算定基準額が24,300円以下である場合に行うこととする。
- 8 前項に規定する貸与額算定基準額とは、生計維持者（大学院で貸与を受けようとする者は、その者。（その者に配偶者がいるときは、その者及びその配偶者。）以下この項において同じ。）について第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（その額に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該生計維持者が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した

うえで、第3号に掲げる額を控除（大学院で貸与を受けようとする者を除く。）した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。ただし、業務方法書第14条に定める当該貸与奨学金の貸与を受ける者の貸与の始期の属する年度（ただし、当該月が4月から9月までの月であるときは、その前年度とし、省令第21条第1項第2号、第3号、第22条第1項第2号、第3号、第4号、第23条第1項第2号及び第3号に定める申請の場合にあつては、当該申請を行う年度とする。以下この項において「奨学金貸与年度」という。）について、その生計維持者の当該年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として別に定める場合については、別の定めるところにより算定した額とする。

- (1) 令第8条の2第4項第1号中「学資支給金支給年度」とあるのは「奨学金貸与年度」と、「支給対象者」とあるのは「貸与奨学金の貸与を受ける者」とそれぞれ読み替えた場合の額
 - (2) 奨学金貸与年度分の地方税法第314条の6の規定により控除する額（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課される者については、当該額に4分の3を乗じた額）
 - (3) 貸与を受ける奨学金の種別に応じ、別表第1の2に定める額の合計額
- 9 貸与奨学生のうち、外国の大学等に3月以上留学（学生交流に関する協定等に基づく場合、留学により取得した単位が在学する令第2条第1項に掲げる学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により設置されたものに限る。以下この項において「貸与対象大学等」という。）の単位として認定される場合又は外国の大学院への留学で貸与対象大学等の学校長が当該留学を研究のための留学と認める場合をいう。）する者に対しては、留学開始月に第一種奨学金又は第二種奨学金に併せて、一時金額第二種奨学金を貸与することができるものとする。
- 10 第2項から第4項の規定にかかわらず、当該学生等が修学する国又は地域の情勢を勘案し、学資の貸与が適当でないと機構の理事長（以下単に「理事長」という。）が認めるときは、学資を貸与しないものとする。

第2節 貸与奨学金の額等

（令第1条第1項表備考第5号に規定する生計維持者との同居に準ずると認められるとき）

第4条の2 令第1条第1項表備考第5号に規定する生計を維持する者と同居するときに準ずると認められるときとは、居住に要する費用が発生していないとき、又は次の各号のいずれにも該当しないときをいう。

- (1) 生計を維持する者の自宅から在学する学校までの通学距離が片道60キロメートル

ル以上であるとき。

- (2) 前号に該当しない場合であって、生計を維持する者の自宅から在学する学校まで公共交通機関（これにより難い場合は社会通念に照らし相当であると認められる代替手段。以下次号及び第4号において同じ。）により通学するものとした場合の通学に要する時間が片道120分以上であるとき。
- (3) 前2号に該当しない場合であって、生計を維持する者の自宅から在学する学校まで公共交通機関により通学するものとした場合の通学に要する交通費の月額が1万円以上であるとき。
- (4) 第1号に該当しない場合であって、生計を維持する者の自宅から在学する学校まで公共交通機関により通学するものとした場合の通学に要する時間が片道90分以上120分未満であって、通学に利用する公共交通機関の1時間当たりの運行回数が1回以内であるとき。
- (5) 生計を維持する者の自宅から在学する学校に通学するものとした場合に、やむを得ない事情により修学に支障が生じると認められるとき。

（第一種奨学金の通信教育に係る額）

第5条 令第1条第4項の規定に基づき機構の定める額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者 その者が教員に面接して授業を受ける期間につき年当たり88,000円
- (2) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者で教員に面接して授業を受けるもの その者が教員に面接して授業を受ける期間につき年当たり88,000円

2 令第1条の2第2項の規定に基づき機構の定める額は次の各号に定める者について当該各号に定める額とする。

- (1) 令第8条の2第3項第1号又は第2号の適用を受ける者 0円
- (2) 令第8条の2第1項に定める支給対象者のうち前号に該当しない者であって、省令第23条の2第2項第4号イ(1)に定める生計維持者の扶養親族（扶養親族である者の数及びそれに準ずる者として文部科学大臣が定めるものの数の合計が3人以上である場合に限る。）であるもの 0円

- (3) 令第8条の2第3項第3号の適用を受ける者のうち、前号に該当しないもの 27,600円

- (4) 令第8条の2第3項第4号の適用を受ける者のうち、第2号に該当しない者であって、公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第10条第2項第4号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学するもの 55,500円

（令第1条第2項の規定に基づき定める額）

第5条の2 令第1条第2項に規定する機構の定める額は、同項に定める授業料の年額に、授業料の年額に対して算出される第10条の2に定める保証料の額を加えた額

を元金としたときに算出される保証料の額を、12で除した額とする。

(令第1条第3項の規定に基づき定める額)

第5条の3 令第1条第3項に規定する機構の定める額とは、別表第1に規定する省令第23条第2項第2号の収入基準額とする。

(第二種奨学金に係る額及び利率)

第6条 令第2条第2項の機構の定める額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 私立の大学の医学又は歯学を履修する課程の項の機構の定める額 160,000円
- (2) 私立の大学の薬学又は獣医学を履修する課程の項の機構の定める額 140,000円
- (3) 法科大学院の法学を履修する課程の項の機構の定める額 190,000円又は220,000円

2 令附則第2条第1項の規定により読み替えられた令第2条第2項及び第3項並びに第3条第3項における機構の定める利率は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第19条第1項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率(以下、「基本利率」という。)が年2.9パーセント以下の場合 当該利率に0.2パーセントを上乗せした利率
- (2) 基本利率が年2.9パーセントを超え年3.1パーセント以下の場合 年3.1パーセントの利率
- (3) 基本利率が年3.1パーセントを超える場合 当該利率

第7条 削除

第3節 貸与奨学生の選考等

(貸与奨学生の推薦等の基準等)

第8条 省令第21条第1項、第22条第1項及び第23条第1項の推薦は、第3項、第5項及び第7項の定めのほか、別記第1から第12までに定める基準によるものとする。

2 省令第21条第1項第2号の機構の定める基準は、別記第13に定めるとおりとする。

3 高等学校等卒業者(省令第21条第1項第2号に規定する者をいう。以下同じ。)又は大学等(大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。以下この項において同じ。)を卒業若しくは修了した者に係る推薦は、次の各号の区分に応じた対象期間に貸与奨学金の申込みをした者を対象として行うものとする。

- (1) 高等学校等卒業者(高等専門学校の第3学年の課程を修了した者を除く。)(省令第21条第1項第2号、第22条第1項第2号、第3号イ及び第23条第1項第2号関係) 当該学校を卒業した日の翌日から卒業した日の属する年度の

翌々年度末まで

- (2) 大学等を卒業又は修了した者（省令第22条第1項第3号ロ及びハ、第5号並びに第23条第1項第4号関係） 当該学校を卒業又は修了した日の翌日から卒業又は修了した日の属する年度の翌々年度末まで
- 4 省令第21条第1項第4号、第22条第1項第5号及び第23条第1項第4号の機構の定める基準は、当該学生若しくは卒業した者の指導に当たる教員又はこれに準ずる者からの推薦を受けた者とする。
- 5 省令第21条第1項第5号、第22条第1項第6号及び第23条第1項第5号に係る推薦は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める者以外の者を対象として行うものとする。
 - (1) 高等専門学校、大学（これに相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）を含む。）又は専修学校の専門課程に在学する者 貸与奨学金の申込み時点において、学業成績の判定により成績不振のため卒業予定期の延期が確定している者（当該卒業予定期の延期が確定した後の学業成績の判定により延期後の卒業予定期に卒業できる見込みがある者を除く。）
 - (2) 大学院（これに相当する外国の学校（以下「外国の大学院」という。）を含む。）に在学する者 貸与奨学金の申込み時点において、学業成績の判定により成績不振のため修了予定期の延期が確定している者（当該修了予定期の延期が確定した後の学業成績の判定により延期後の修了予定期に修了できる見込みがある者を除く。）
- 6 省令第21条第1項第6号、第22条第1項第7号及び第23条第1項第6号の機構が定める基準は、別記第14に定めるとおりとする。
- 7 省令第21条第1項第4号及び第23条第1項第4号の学長又は校長の推薦並びに第4項の指導に当たる教員又はこれに準ずる者の推薦（同令第22条第1項第5号に該当する場合を除く。）は、第34条第4号に規定する海外留学支援制度（大学院学位取得型）（以下「大学院学位取得型」という。）における奨学金等の給付を受ける者を対象として行うものとする。
- 8 省令第20条第2項第3号に定める同項第2号に掲げる者に準ずると機構が認める者は別に定める。

（貸与奨学生の選考に係る資料及び基準）

- 第9条 省令第21条第2項第1号、第22条第2項第1号及び第23条第2項第1号の機構の定める資料は、当該各規定に基づき推薦を行う校長又は学長等による人物評価の結果の資料等とする。
- 2 機構は、必要があると認めるときは、貸与奨学金の貸与を受けようとする者の過去の貸与済み貸与奨学金及び支給済み給付奨学金に関する情報を、前項の機構が定める資料のうちに加えることができる。
 - 3 省令第21条第2項第2号及び第3号、第22条第2項第2号及び第3号並びに第23条第2項第2号及び第3号の機構の定める収入基準額とは、別表第1に定めるとこ

ろによる。

- 4 省令第21条第2項第2号及び第3号、第22条第2項第2号及び第3号並びに第23条第2項第2号及び第3号の収入に関する資料及び収入に関し機構の定める資料（以下第11条において単に「収入に関する資料」という。）とは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用して機構が取得する貸与奨学金の貸与を受けようとする者の生計を維持する者の情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第53条各号に規定される情報に限る。第11条、第30条の7及び第30条の8において同じ。）又は地方自治法第2条第2項及び第281条第2項の規定に基づき普通地方公共団体又は特別区が発行する収入及び所得の種類別にその金額が記載された証明書（以下「所得証明書」という。）その他の機構が定める資料とする。
- 5 省令第21条第2項、第22条第2項及び第23条第2項（特区法施行規則第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に定める選考の基準は、別記第15に定める基準によるものとする。
- 6 省令第21条第1項第2号、第22条第1項第2号、第3号イ及び第23条第1項第2号のうち別記第13に該当する者（以下「認定試験合格者等」という。）の省令第21条第2項、第22条第2項及び第23条第2項に定める選考の基準は、前項にかかわらず、別記第16に定める基準によるものとする。
- 7 省令第21条第1項第6号、第22条第1項第7号及び第23条第1項第6号に定める外国の大学又は大学院の学生の省令第21条第2項、第22条第2項及び第23条第2項に定める選考の基準は、第5項にかかわらず、別記第17に定める基準によるものとする。

（貸与奨学金の貸与に係る保証契約）

- 第10条 貸与奨学生は、法人（機構が指定する一の法人（以下「保証機関」という。）に限る。以下この項において同じ。）又は自然人2人（外国の大学で第二種奨学金の貸与を受ける者又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受ける者にあつては、保証機関及び自然人2人）を保証人に立てることを要するものとする。ただし、第18条の2に規定する返還方式（以下「所得連動返還方式」という。）を選択した者にあつては、保証機関を保証人に立てることを要するものとする。
- 2 前項の保証機関又は自然人の保証人1人（外国の大学で第二種奨学金の貸与を受ける者又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受ける者にあつては、保証機関及び自然人の保証人1人）は、連帯保証人（貸与奨学生と連帯して債務を負担する者をいう。以下同じ。）とする。
 - 3 連帯保証人となる自然人は、貸与を受けようとする者が未成年者の場合にあつては、その保護者（民法（明治29年法律第89号）第818条に規定する親権を行う者又

は第839条に規定する未成年後見人をいう。)とし、成年者の場合にあつては、原則として、父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者とする。

- 4 第1項の規定により保証人となる自然人のうち第2項に定める連帯保証人以外の自然人は、独立の生計を営む者であつて、原則として貸与奨学生の父母以外の4親等以内の親族とする。

(保証機関)

第10条の2 前条第1項に規定する保証機関の指定に当たり、機構は、貸与総額(貸与を受けた貸与奨学金の総額をいう。以下同じ。)から経過年分の割賦金((令第5条に規定する割賦の方法により貸与奨学金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。)第二種奨学金については利息を除く。)の額を減じた経過年ごとの返還未済額(第二種奨学金については利息を除く。)に対し、年0.7パーセント未満で、保証機関との契約において定める保証料年率を基準とし算出される保証料で保証を行う法人を指定するものとする。

第4節 貸与奨学金の申込等

(貸与奨学生の申込み及び推薦)

第11条 貸与奨学金の貸与を受けようとする者は、当該貸与奨学金に係る遵守事項、機構が個人番号利用(対象者の個人番号を利用して当該対象者の情報を取得し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第57条各号に規定される事務に利用すること(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示(平成29年内閣府・総務省告示第1号)に基づき、法第13条第1項第1号に規定する学資の貸与及び支給に関する業務を実施するために必要な地方税関係情報の提供を受けることにつき、機構が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号に規定する情報提供者に代わって当該情報に係る本人に求める同意を含む。)をいう。以下同じ。)を行うこと及び令第1条の2の規定の適用を受ける場合における第一種奨学金貸与月額の変更等に同意する旨を表示した奨学金確認書兼地方税情報の取扱いに関する同意書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書(以下、「奨学金確認書兼地方税同意書」という。)を理事長に提出するとともに、インターネットを通じて、貸与奨学金の申込みに係る所定の事項(以下「申込データ」という。)を収入に関する資料等に基づき機構に送信するものとする。ただし、機構が別に定める場合には、それに加えて収入に関する資料その他の理事長が定める書類を次の各号の区分に応じ学校の長又は理事長に提出するものとし、機構が特に認める場合には、インターネットを通じて申込データを機構に送信することに代えて、貸与奨学金申込書その他の機構の定める書類を、次の各号の区分に応じ、学校の長又は理事長に提出するものとする。

- (1) 現に学校に在学している者(第4号から第7号までに掲げる者を除く。) 在学する学校の長(以下「在学学校長」という。)
 - (2) 現に学校に在学していない者(次号、第4号、第5号及び第7号までに掲げる者を除く。) 卒業した学校の長
 - (3) 認定試験合格者等 理事長
 - (4) 大学院(外国の大学院を除く。)に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者 入学しようとする大学院を置く学校の長
 - (5) 外国の大学院に入学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとする者のうち外国の大学の学生又は外国の大学を卒業した者 理事長
 - (6) 現に外国の大学又は外国の大学院に在学している者(前号に該当する者を除く。) 理事長
 - (7) 外国の大学院に入学したとき第一種奨学金の貸与を受けようとする者で、機構が認める者 理事長
- 2 前項第1号、第2号及び第4号の場合にあっては、機構は、申込データを当該各号に掲げる学校の長に提供するものとする。
- 3 省令第21条から第23条までの規定に基づく学長又は校長の推薦は、第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者について第8条第1項に規定する基準に該当するかどうかを審査の上、適格と認める者について、申込データ又は貸与奨学金申込書に学習成績等所定の事項を記録又は記載し、機構に送信又は提出することにより行うものとする。
- 4 第1項第5号及び第7号に該当する者の第8条第4項の推薦については、別に定める推薦書を理事長に提出することにより行うものとする。
- (貸与奨学金申込みにおける個人番号の提供)
- 第11条の2 大学、大学院若しくは専修学校の専門課程に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者(高等学校等在学者(省令第21条第1項第2号に規定する者をいう。)、高等学校等卒業者又は認定試験合格者等に限る。))又は大学、大学院若しくは専修学校の専門課程、高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。))に在学しており貸与奨学金を受けようとする者は、当該貸与奨学金の申込みに当たって、省令第24条第1項の規定に基づき、その者(大学院で貸与を受けようとする者であって、その者に配偶者がいるときは、その者及びその配偶者。以下この条において同じ。))及びその者の生計を維持する者(大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校で貸与を受けようとする場合に限る。以下この条において同じ。))の個人番号を、インターネットを通じての提供その他の機構が指定する方法により機構に提供しなければならない。ただし、外国の大学又は外国の大学院において貸与奨学金の貸与を受けようとする者であって、機構が特に認める場合は機構が定める別の書類を提出することで、個人番号の提供に代えることができる。
- 2 前項の規定により個人番号の提供をしなければならない者のうち、個人番号が付与されていない等の事由により個人番号の提供ができないものにあつては、当該事

由を機構が定める方法により明示するとともに機構が定める別の書類を提出することで、個人番号の提供に代えることができる。

（貸与奨学生採用候補者の決定）

第12条 機構は、省令第21条第1項（第5号及び第6号を除く。）、第22条第1項（第6号及び第7号を除く。）又は第23条第1項（第5号及び第6号を除く。）に該当する者について、省令第21条第2項、第22条第2項又は第23条第2項に規定する選考の基準に基づき、原則としてそれぞれ当該各規定に掲げる学校等に入学（省令第22条第1項第1号の適用にあつては、第4学年への進級。以下同じ。）をしようとする月の1月前までに貸与奨学生の採用候補者を決定する。

（貸与奨学生採用の決定）

第13条 機構は、前条の採用候補者が貸与奨学金の貸与に係る学校等に同条による決定後の直近の入学日（特別の場合は機構が別に定める期日）に入学したときは、6月以内にこれを貸与奨学生に採用するものとする。

2 省令第21条第1項第5号、第6号、第22条第1項第6号（前条に該当する者を除く。）、第7号、第23条第1項第5号又は第6号に該当する者については、省令第20条の選考の結果に基づき、そのつどそれぞれの貸与奨学生に採用するものとする。

3 貸与奨学生が第11条に規定する申込データ若しくは奨学金確認書兼地方税同意書等について故意に記録若しくは記入せず、若しくは虚偽の記録若しくは記入をしたことにより貸与奨学生となったことが判明したとき、又はその他機構が定める特別の事情があるときは、前2項に基づき貸与奨学生に採用した者について、その採用を取り消すものとする。

4 当該の採用候補者又は学生が第4条第10項の適用を受けるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、貸与奨学生に採用しないものとする。

第5節 貸与奨学金の貸与期間等

（貸与奨学金の貸与期間）

第14条 貸与奨学金を貸与することのできる期間は、次の各号に該当する者について、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 第一種奨学金の貸与を受ける者（次号に該当する者を除く。） 貸与の始期は機構が採用を決定した月とし、貸与の終期は貸与奨学生の在学する学校の正規の修業年限を満了した月とする。ただし、貸与の始期は採用を決定した年度の4月までを限度として採用を決定した学年の始期（第一種奨学金の貸与を受ける者が、その生計を維持する者（大学院に在学して貸与を受けようとする者は、その者。（その者に配偶者がいるときは、その者及び配偶者。））の失職（貸与奨学金の申込時において新たに職に就いている者を除く。）、事故、病氣、死亡等若しくは震災、風水害、火災その他の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことによ

り、家計が急変し、緊急に貸与奨学金（授業料後払い制度を除く。）の貸与が必要となった者（以下「緊急採用の必要な者」という。）である場合には、採用を決定した年度に関わらず、在学する学校に入学した年月を限度として家計が急変した事由が発生した月）まで遡ることができることとし、貸与の終期は通算の貸与期間が修業年限に相当する期間となる月を限度として延期することができる。

- (2) 外国の大学院で第一種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は大学院学位取得型による支給開始月とし、貸与の終期は大学院学位取得型による支給終了月とする。ただし、省令第21条第1項第6号及び第23条第1項第6号に該当する者の貸与の始期は、機構が採用を決定したときとし、当該年度の4月を限度として大学院学位取得型による支給開始月まで遡ることができる。
- (3) 第1号又は前号に該当する者のうち、過去において、機構が定める学校の区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で第一種奨学金の貸与を受けたことがあるもの 貸与奨学金を貸与することのできる期間は、過去に貸与を受けた期間（過去に授業料後払い制度の貸与を受けていた期間は年数（当該年数が1年に満たない場合又は1年未満の端数がある場合は、それらの期間を1年とする。）で算定し、申込時において返還を完了している貸与奨学金に係る貸与を受けた期間を除く。以下この号及び第5号において同じ。）と通算して、現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間。以下この号及び第5号において同じ。）に達するまでの期間を限度とする。ただし、機構が特に必要と認めるときは、全ての学校の区分を通じて一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、第一種奨学金の貸与を受けることができる。
- (4) 第二種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は機構が採用を決定したときとし、貸与の終期は貸与奨学生の在学する学校の修業年限の終期とする。ただし、貸与の始期は採用を決定した年度の4月までを限度として採用を決定した学年の始期（第二種奨学金を受ける者が、緊急採用の必要な者である場合には、採用を決定した年度に関わらず、在学する学校に入学した年月を限度として家計が急変した事由が発生した月又は採用を決定した年度の4月）まで遡ることができることとし、貸与の終期は在学学校長が特に必要と認めるときは、1年の範囲内で、その期間を延長することができる。
- (5) 前号に該当する者のうち、過去において、機構が定める学校の区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で第二種奨学金の貸与を受けたことがあるもの 貸与奨学金を貸与することのできる期間は、過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間を限度とする。ただし、機構が必要と認めるときは、各々の学校の区分において一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業

年限に達するまでの期間、第二種奨学金の貸与を受けることができるものとし、当該貸与契約の終期は在学学校長が特に必要と認めるときは、1年の範囲内で、その期間を延長することができる。

(貸与奨学金の交付)

第15条 貸与奨学金（授業料支援金、一時金額第二種奨学金及び第5条の適用を受ける貸与奨学金を除く。）は、毎月1月分ずつ交付することを常例とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業料支援金は、1年につき令第1条第1項の表中における授業料月額相当額を12で乗じた額を上限として、貸与を受ける者の在籍する学校の申告に基づき、分割して交付することができる。

(貸与奨学金の交付の取りやめ)

第16条 第29条の報告等に基づき、貸与奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、機構は、貸与奨学金の交付を取りやめることができる。

- (1) 学習成績又は性行が不良となったとき。
- (2) 貸与奨学金を必要としなくなったとき。
- (3) 貸与奨学生としての責務を怠り、貸与奨学生として適当でないとき。
- (4) 第10条第1項の規定に基づき立てた保証人が存在しなくなったとき。
- (5) その他第3条に規定する貸与奨学生としての資格を失ったとき。

2 前項第4号の場合にあっては、貸与奨学金の交付を取りやめるに先立ち原則として、貸与奨学生に対して一定の期間を定めて保証人を立てるのに必要な措置を講ずることを求めるものとし、当該期間については、貸与奨学金の交付を保留するものとする。

3 貸与奨学生は、いつでも貸与奨学金を辞退することができる。

(返還誓約書等)

第17条 貸与奨学生は、採用にあたって、貸与される貸与奨学金の予定総額及び返還方法について確認し、当該貸与奨学金に係る遵守事項及び個人番号利用等に同意する旨を表示した返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（以下第30条の16を除き「返還誓約書」という。）、連帯保証人の所得証明書（第10条第1項の規定により自然人2人を保証人に立てた者に限る。）その他の機構が定める資料を在学学校長（外国の大学又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受けている者は理事長）に提出することを要するものとする。

(貸与奨学金における採用後の個人番号の提供)

第17条の2 貸与奨学金の申込時において所得連動返還方式を選択した第一種奨学生は、機構の求めに応じて、当該貸与奨学生の個人番号を、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を複写機等により複写したものその他の機構が定める書類（以下「個人番号関係書類」という。）の提出その他の機構が指定する方法により機構に提供しなければならない。

2 要返還者（貸与奨学金の貸与を受け、その貸与奨学金を返還する義務を有する者

をいう。以下同じ。)は、省令第24条第3項から第6項までの規定に定めるところにより、機構の求めに応じ、要返還者(要返還者(授業料後払い制度の要返還者を除く。))が所得連動返還方式を選択している場合にあっては、その扶養者(要返還者を地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に掲げる扶養親族とする者をいう。以下同じ。)を含む。)に係る個人番号を、個人番号関係書類の提出その他の機構が指定する方法により機構に提供しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、貸与奨学金の申込時において所得連動返還方式を選択した第一種奨学生又は、要返還者が省令第24条第1項、同条第3項、同条第4項又は同条第6項に定めるところにより機構に対し既に個人番号(大学院で奨学金の貸与を受けた者の配偶者及び扶養者の個人番号を除く。)を提供している場合においては、同第24条第7項の規定に基づき、当該者に係る個人番号の提供は要しないものとする。

第6節 返還

(返還の期限)

第18条 貸与奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又は半年賦・月賦併用割賦のいずれかの割賦の方法によることとし、支払回数は、貸与総額を次表に定める割賦金の基礎額で除して得られる数の年数内で返還が終了となるように別に定める方法により得られる回数とする。

貸与総額	割賦金の基礎額
200,000円以下のもの	30,000円
200,000円を超え400,000円以下のもの	40,000円
400,000円を超え500,000円以下のもの	50,000円
500,000円を超え600,000円以下のもの	60,000円
600,000円を超え700,000円以下のもの	70,000円
700,000円を超え900,000円以下のもの	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下のもの	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下のもの	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下のもの	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下のもの	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下のもの	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下のもの	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下のもの	150,000円
2,300,000円を超え2,500,000円以下のもの	160,000円
2,500,000円を超え3,400,000円以下のもの	170,000円
3,400,000円を超えるもの	総額の20分の1

- 2 授業料支援金及び生活費奨学金の返還は、前項の規定にかかわらず、月賦の方法によることとし、支払回数は、貸与総額に応じて次表に定める回数とする。

貸与総額	支払回数
------	------

200,000円以下のもの	84回
200,000円を超え700,000円以下のもの	120回
700,000円を超え900,000円以下のもの	144回
900,000円を超え1,300,000円以下のもの	156回
1,300,000円を超え1,500,000円以下のもの	168回
1,500,000円を超え2,100,000円以下のもの	180回
2,100,000円を超え2,500,000円以下のもの	192回
2,500,000円を超え2,900,000円以下のもの	216回
2,900,000円を超えるもの	240回

3 貸与奨学金の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後から返還を開始して前2項の規定により定まる支払回数毎に機構の定めた日とする。

4 第1項の規定及び別に定めるところにより割賦額を決定する方法を定額返還方式という。

5 第一種奨学金の返還は、次条に定める返還方式を選択した場合であっても、返還誓約書を提出しない者に係る割賦金の算出については前4項の適用を受けるものとする。

(返還方式の選択)

第18条の2 前条の規定にかかわらず、第一種奨学金の返還は、令第5条第3項に定める所得を基礎として割賦額を決定する方法(所得連動返還方式)を選択することができる。

2 前項の規定にかかわらず、授業料後払い制度の返還は、所得連動返還方式によるものとする。

(所得連動返還方式による割賦額及び返還の期限)

第18条の3 所得連動返還方式による返還は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず月賦に限るものとし、令第5条第3項において定める期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後から返還を開始して、第6項に規定する最終の割賦額に係る返還の期限までの各月ごとに別に定めた日とする。

2 所得連動返還方式における令第5条第3項において定める割賦額は、割賦額算定対象者(要返還者及び要返還者に扶養者があるときはその者(授業料後払い制度の要返還者の扶養者は除く。))をいう。以下について同じ。)の課税対象額(地方税法第314条の3に規定する課税総所得金額をいい、以下単に「課税対象額」という。)(割賦額算定対象者に扶養者を含む場合においては、要返還者の課税対象額に扶養者の課税対象額を加えた額。以下、第6項及び第7項において同じ。)から要返還者の子1人につき33万円を控除した額に9%を乗じ、12で除して得た金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)とし、その金額が2,000円未満の場合は2,000円とする。ただし、要返還者が授業料後払い制度に係る返還をする場合

であって、課税対象額から要返還者の子に係る控除をした額が114万円以下の場合には、割賦額は2,000円とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、返還を開始した月から起算して1年以内の9月までの期間における所得連動返還方式による割賦額は、定額返還方式にて算出した額を2で除して得た金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。ただし、要返還者が授業料後払い制度に係る返還をする場合、又は当該金額が2,000円未満である場合は、2,000円を割賦額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、割賦額算定対象者が個人番号を提供していない場合又は機構が定める書類を提出しない場合は、当該第一種奨学金の返還に係る割賦額は、定額返還方式により算出した割賦金相当額とし、その金額が2,000円未満の場合は2,000円とする。
- 5 次項の規定に基づく見直し後の返還残額に係る支払回数は、延滞していない返還未済額から、第2項の規定により算出した割賦額に12を乗じた額を減じ、定額返還方式により算出した額で除して得られる数に12を加えた月数とし、当該の除して数を得た後の残余の額（この項において、以下単に「残余の額」という。）は最終の割賦額に加えるものとする。ただし、残余の額が100円以上であるときは、支払回数に1を加え、当該残余の額を最終の割賦額とする。
- 6 第2項の割賦額及び前項の支払回数は、毎年度の課税対象額に基づき見直すこととし、見直し後の割賦額は、当該課税対象年度の10月を返還期日とする割賦金から適用するものとする。
- 7 前項の規定により割賦額を見直す場合において、要返還者が次のいずれかに該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、翌年度に割賦額を見直すまでの期間、当該第一種奨学金の返還に係る割賦額は、定額返還方式により算出した割賦金相当額とし、その金額が2,000円未満の場合は2,000円とする。
 - (1) 割賦金算定対象者に扶養者を含む場合において、機構が求める扶養者に関する情報を提出しないとき。
 - (2) 割賦金算定対象者に扶養者を含む場合において、課税対象額に9%を乗じ、12で除して得た金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）が、当該の第一種奨学金について定額返還方式により算出した割賦額を超えるとき。
 - (3) 個人番号を提供していない場合又は機構が定める第2項に規定する割賦額の算出に必要な書類を提出しないとき。
- 8 第3項に規定する割賦額（ただし書によるものを除く。）の返還が困難であることにつき機構が定めるところに従い申請のあったときは、2,000円を割賦額とする。

（期限の利益の喪失）

第18条の4 第18条及び前条の規定にかかわらず、要返還者又は第10条で定める自然人の保証人2人（以下「要返還者等」という。）が割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、機構は当該要返還者等に対して、機構の指定する日までに返還

未済額の全部の返還を求めることができる。

(振込超過金の取扱い)

第18条の5 第30条の3第1項に規定する給付奨学生として認定又は認定の内容が遡って変更されたことにより、交付に係る法律上の原因を失った交付済みの第一種奨学金の全部又は一部について返還することとなった者の返還については、別に定める。

(割賦金に係る延滞金)

第19条 要返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日(当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。)までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る貸与奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあっては、この限りではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金(第二種奨学金については利息を除く。)の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年(365日当たり)3パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、要返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、機構が別に定めるところにより、その延滞金を減免することができる。

3 省令第27条及び第28条の規定による督促又は請求を行う場合には、延滞金の納入を併せて督促し、又は請求するものとする。

(返還金の充当)

第20条 要返還者等から返還金(貸与奨学金の返還に係る金銭をいう。以下同じ。)の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。

- (1) 返還期日の到来した割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
- (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた貸与奨学金に係る割賦金から充当する。

2 前項において第二種奨学金に係る返還金については、利息、割賦金(利息を除く。)の順に充当する。

3 要返還者等から割賦金のほかに延滞金及び費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、費用、延滞金、利息、割賦金(利息を除く。)の順に充当する。

(返還未済額の全部の返還の強制等)

第21条 令第5条第5項又は第18条の4による機構の請求があったにもかかわらず、

要返還者等が機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額（利息を除く。）の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、第19条第2項本文の規定を準用し、同項中「割賦金」とあるのは「返還未済額の全部」と読み替えるものとする。

（自然災害による被災者に対する適切な措置）

第21条の2 機構は、貸与奨学生、要返還者又は保証人（以下「貸与奨学生等」という。）から、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会により平成27年12月に策定された自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインをいう。）に基づく債務整理の申出があった場合には、当該ガイドラインの趣旨に鑑み、当該貸与奨学生等について適切な措置を講ずるものとする。

（保証機関に対する請求）

第22条 機構は、要返還者のうち、機構が第10条に規定する保証機関と保証契約を締結している要返還者（外国の大学又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受けた要返還者にあつては自然人の保証人2人を含む。）が返還未済額を延滞しているときは、別に定めるところにより、保証機関に対し、その延滞している返還未済額及び延滞金の返還を請求するものとする。

2 機構が前項の請求を行ったときは、当該要返還者等に係る貸与奨学金の回収に関しては、第18条から前条まで、及び附則第4条の規定によらないものとする。

（個人信用情報機関への登録）

第22条の2 機構は、別に定めるところにより、あらかじめ同意がある場合において、割賦金の返還を延滞した要返還者の個人情報を、機構が加盟する個人信用情報機関に登録するものとする。

（債権の償却）

第22条の3 要返還者等に関する所得証明書その他の機構が定める資料（個人番号を利用して機構が取得した情報及び地方公共団体情報システム機構から機構が取得した情報を含む。）により、当該要返還者等からの返還金の回収が困難又は不適當であると認められるときは、機構は当該貸与奨学金の返還未済額の全部又は一部を償却することができる。

第23条 削除

第7節 返還期限の猶予等

（返還期限の猶予）

第24条 要返還者が次の各号のいずれかの事由に該当し、所得証明書その他の機構が定める書類を添えて願い出た場合は、当該願い出のあった貸与奨学金について、機構は返還の期限を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき（罹災から12月以内であること、罹災状況が継続していること又は傷病により就労困難かつ治療中であること

と。第24条の3第1項第1号において同じ。）。

- (2) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)、高等専門学校、大学、大学院、専修学校の高等課程(令附則第11条第1項の規程によりなお効力を有するとされる日本育英会法施行令(昭和59年政令第253号)第2条第1項の表備考第6号の課程に限る。)若しくは専門課程に在学するとき。
 - (3) 研究に従事するとき。ただし、国内の場合は、独立行政法人日本学術振興会等の特別研究員として研究に従事するときに限る。
 - (4) 生活保護(生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助をいう。以下第30条の6、別記第1及び同第4において同じ。)を受けているとき。
 - (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難(給与所得者は年間収入金額が300万円以下(給与所得者以外は年間所得金額が200万円以下)とする。ただし、特別の事情がある場合は、別表第2の定めるところに従い、当該年間収入金額又は年間所得金額から控除を行った後の金額が300万円以下(給与所得者以外は200万円以下)とする。第8号、第9号及び第24条の3第1項第2号において同じ。)となったとき。
 - (6) 令第8条第1項の規定による返還免除を願い出たとき(第2号に該当する場合を除く。）。
 - (7) 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校、気象大学校、国立看護大学校に在学するときその他第2号に準ずると認められるとき。
 - (8) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定による産前又は産後の休業期間にあること又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第9条の規定による育児休業期間にあることによって返還が著しく困難となったとき。
 - (9) 独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号ロの規定による開発途上地域への派遣、その他我が国又は国際社会の発展に寄与することを目的とする事業による海外派遣等によって返還が著しく困難となったとき。
 - (10) その他法令の規定に基づく事由により返還することができないとき。
- 2 前項の規定により返還の期限を猶予することができる期間は次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。
- (1) 前項第1号、同項第3号、同項第4号、同項第5号、同項第8号又は同項第10号の事由によるもの 要返還者が猶予を希望する月から起算して1年以内で当該事由が継続する期間
 - (2) 前項第2号、同項第7号又は同項第9号の事由によるもの 当該事由が継続する期間

- (3) 前項第6号の事由によるもの 貸与終了月の翌月から翌年度の9月末日までの期間
- 3 前項第1号の適用を受ける場合において、猶予期間終了時に当該事由が継続しているときには、願い出により、猶予期間を延長することができるものとし、その延長期間は猶予期間が終了する月の翌月から起算して1年以内で当該事由が継続する期間とする。ただし、第1項第3号又は第5号の事由による猶予期間は、それらを通じて10年を限度とする。
- 4 第2項第2号の規定にかかわらず、第1項第2号の事由による猶予期間は、10年を限度とする。
- 5 第4条第6項に定める返還期限猶予の特例とは、第3項ただし書を適用しないこと（「猶予年限特例」という。）をいい、当該貸与奨学金の要返還者が地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に掲げる扶養親族である場合は、機構が別に定める場合に限り、猶予年限特例の適用を認めるものとする。

（虚偽による猶予の取消）

第24条の2 前条第1項に定める返還期限の猶予の願い出において虚偽があることが認められたときは、当該願い出により承認された猶予について、猶予期間の開始の日にさかのぼって取り消すことができる。

（減額返還）

第24条の3 第18条の規定にかかわらず、要返還者が次の各号の一に該当し、所得証明書その他の機構が定める書類を添えて願い出た場合は、当該願い出のあった貸与奨学金（所得連動返還方式により返還することとなっている第一種奨学金を除く。）について、機構は割賦金の減額、支払回数の変更、第24条の8に規定する利息の特例の適用その他の貸与奨学金の返還の期限及び返還の方法を変更（以下「減額返還」という。）することができる。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
- (2) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。
- 2 前項に基づき割賦金を減額して返還することのできる期間（以下「適用期間」という。）は、1年以内で前項各号の事由が継続する期間とする。
- 3 適用期間が終了する時に引き続き第1項各号の一に該当するときには、願い出により適用期間を延長することができるものとし、その延長期間は1年以内で当該事由が継続する期間とする。ただし、適用期間は延長期間を含めて、最長15年とする。

（減額返還の期限）

第24条の4 適用期間における貸与奨学金の返還の割賦の方法は月賦によることとする。

- 2 第18条第3項の規定にかかわらず、適用期間における貸与奨学金の返還の期限は、別に定める日とする。

(減額返還の取消)

第24条の5 第24条の3第1項に定める減額返還の願い出において虚偽があることが認められたときは、当該願い出により承認された減額返還について、適用期間の開始の日にさかのぼって取り消すことができる。

- 2 要返還者が第24条の3第1項の規定に基づき減額を認められた割賦金（以下この項及び次条において「減額割賦金」という。）の返還を延滞したときは、機構は、延滞した割賦金の返還期日以後に係る減額返還の適用を当該延滞した減額割賦金の返還期日にさかのぼって取り消すものとする。ただし、当該延滞した減額割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還された場合にあっては、この限りではない。

(減額返還における割賦金の額)

第24条の6 減額割賦金の額は、定額返還方式により算出した割賦金の額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1のいずれか要返還者が選択した割合に減額した額（端数が生じたときは別に定めるところにより調整するものとする。）とする。ただし、最終の割賦額のみを3分の2に減額することはできないものとする。

(支払回数の変更)

第24条の7 第24条の3及び前条の規定に基づき、減額返還の適用を受けて割賦金の額を3分の2に減額する場合は、適用期間の月数を3で除して得られる回数を支払回数として追加し、2分の1に減額する場合は、適用期間の月数を2で除して得られる回数を支払回数として追加し、3分の1に減額する場合は、適用期間の月数を2分の3で除して得られる回数を支払回数として追加し、4分の1に減額する場合は、適用期間の月数を3分の4で除して得られる回数を支払回数として追加する。

(減額返還における第二種奨学金の利息の特例)

第24条の8 令第4条第2項の規定に基づき、適用期間における初回の返還期日までの利率は、令第2条並びに第3条第2項及び第3項（令附則第2条第1項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定により算定した利率（以下この条において「減額返還適用前の利率」という。）を適用し、2回目以降の各返還期日までの利率は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第24条の6の規定に基づき、割賦金の額を3分の2に減額する場合 2回目の返還期日の翌日から3回目の返還期日までの利率は零パーセントとするものとし、3回目以降は3で除して余りが2になる回の返還期日の翌日から次の返還期日までの利率は零パーセントとするものとし、その他の各返還期日の翌日から次の返還期日までの期間の利率は減額返還適用前の利率を適用するものとする。
- (2) 第24条の6の規定に基づき、割賦金の額を2分の1に減額する場合 初回の返還期日の翌日から2回目の返還期日までの利率は零パーセントとするものとし、2回目の返還期日の翌日以降の各返還期日の翌日から次の返還期日までの期間ごとの利率は、減額返還適用前の利率と零パーセントの順に交互に適用するものとする。

- (3) 第24条の6の規定に基づき、割賦金の額を3分の1に減額する場合 初回の返還期日の翌日から3回目の返還期日までの利率は零パーセントとするものとし、3回目以降は3で除して余りが生じない回数の返還期日の翌日から次の返還期日までの利率は減額返還適用前の利率とし、その他の各返還期日の翌日から次の返還期日までの期間の利率は零パーセントとするものとする。
- (4) 第24条の6の規定に基づき、割賦金の額を4分の1に減額する場合 初回の返還期日の翌日から4回目の返還期日までの利率は零パーセントとするものとし、4回目以降は4で除して余りが生じない回数の返還期日の翌日から次の返還期日までの利率は減額返還適用前の利率とし、その他の各返還期日の翌日から次の返還期日までの期間の利率は零パーセントとするものとする。

第8節 返還免除

(死亡等による返還免除)

第25条 令第7条第1項の精神若しくは身体の障害とは、別表第3の第1級の項に掲げる精神又は身体の障害の状態とし、免除する額は返還未済額の全部とする。

2 令第7条第2項の精神又は身体の障害とは、別表第3の第2級の項に掲げる精神又は身体の障害の状態とし、免除する額は返還未済額の4分の3以内の額とする。

(特に優れた業績による返還免除)

第26条 令第8条第1項の認定は機構に設置する学識経験者を含む委員会による審査を経て行うものとし、特に顕著に優れた業績を挙げた者として認定した者についてはその貸与奨学金の全額とし、特に優れた業績を挙げた者として認定した者についてはその貸与奨学金の半額（1円未満の端数は切り上げるものとする。）を免除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の認定を受けた者で、次の各号のいずれかに該当する者については、その貸与奨学金の全額を免除するものとする。

(1) 教職大学院（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条第1項に規定する教職大学院をいう。）に在籍中で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のいずれかの教員（以下、この項において「対象教員」という。）の採用選考に合格した者（教員採用候補者名簿の登載期間の延長等が認められている者を含む。以下同じ。）で、第一種学資貸与金の貸与期間終了の翌年度の4月1日時点で任期の定めのない常勤職員（以下、この項において「正規教員」という。）として在職している者

(2) 教職大学院以外の大学院（大学院修士課程、博士前期課程及び専門職大学院の課程。以下、この項において「その他大学院」という。）に在籍中、次のいずれにも該当した上で、対象教員の採用選考に合格した者で、第一種学資貸与金の貸

与期間終了の翌年度の4月1日時点で正規教員として在職している者

ア その他大学院において、教職課程を履修し専修免許状を取得していること

イ その他大学院において、学校等での実習を必須とする科目（教職課程認定を受けているものに限る。）を少なくとも1単位以上取得し、実習の実時間を概ね30時間以上確保していること

- 3 第1項の規定にかかわらず、大学院博士課程（博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを除く。別記第7第1項第2号アを除き、以下同じ。）在学中に、国立研究開発法人科学技術振興機構の実施する科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）その他上記3事業に類した公的な経済的支援事業の支援を受けた者については、令第8条第1項の認定の対象外とする。

（返還免除の願い出）

第27条 令第7条による貸与奨学金の返還免除については、要返還者、連帯保証人又は相続人が、貸与奨学金返還免除願に要返還者の所得証明書その他の機構が定める書類を添えて理事長に提出することにより願い出るものとする。ただし、要返還者が同条第1項に規定する死亡した者であって、機構が地方公共団体情報システム機構から当該要返還者に係る本人確認情報又は個人番号を用いて取得する当該要返還者に係る戸籍関係情報の提供を受けるときは、貸与奨学金返還免除願に添える書類を省略することができるものとする。

- 2 令第8条第1項による貸与奨学金の返還免除については、貸与奨学生が在学学校長の定める期日までに申請書を在学学校長に提出することにより、願い出るものとする。ただし、外国の大学院において第一種奨学金の貸与を受けた貸与奨学生にあつては、機構の定める期日までに申請書その他機構が定める書類を機構に提出することにより、願い出るものとする。

第9節 貸与奨学生の補導等

（貸与奨学生の補導）

第28条 機構は、次の目的をもって貸与奨学生の補導を行う。

- (1) 貸与奨学生の資質の向上を図ること。
- (2) 貸与奨学生としての責務を尽くさせるとともに、貸与奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること。

- 2 機構は、前項に基づき実施する貸与奨学生（外国の大学又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受けている者を除く。）の補導について、在学学校長と協力するものとする。

第29条 機構は、貸与奨学生の補導の方法として次のことを行う。

- (1) 貸与奨学生の学習成績及び生活状況などについて在学学校長等に報告を求め、

その報告に基づいて貸与奨学生に警告を与え、又は貸与奨学金の交付を停止すること。

(2) その他補導上必要と認めること。

第30条 貸与奨学生が休学したときその他必要があると認められたときは、貸与奨学金の交付を一時休止し、又は貸与期間を短縮する。ただし、貸与奨学生が休学により外国の大学又は外国の大学院において教育を受けるときは、この限りではない

2 前項の規定にかかわらず、休学中にボランティア活動その他の社会貢献活動を行う者で、在学学校長が特に必要と認めるときに限り、休学中も1年を限度として第二種奨学金の貸与を受けることができる。

第10節 審査請求

(審査請求)

第30条の2 第12条の選考の結果（採用候補者に決定しなかった場合に限る。）若しくは第13条第1項の採用の決定若しくは同条第2項の選考の結果又はその不作為に対し不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、理事長に対し審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求に係る審査庁及び審査手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第2章の2 学資の支給その他必要な援助に関する事項

第1節 給付奨学金の支給を受けるための資格、条件等

(学資の支給を受ける者の資格)

第30条の2の2 機構は法第13条第1項第1号の業務として、法、令及び省令の定めるところにより、法第17条の2第1項に規定する確認大学等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第14条の規定の適用により確認大学等とみなされる大学等を含む。）（以下この章（第30条の6第2項及び第3項を除く。）において単に「大学等」という。）に在学する特に優れた学生等（大学及び高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。次条において同じ。）であって経済的理由により極めて修学に困難がある者と認められたものに対して、学資の支給を行うものとする。

(学資の支給)

第30条の3 前条の規定により、機構が支給する学資を給付奨学金、給付奨学金を受ける者を給付奨学生という。

2 給付奨学金は、省令第23条の2（特区法施行規則第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める選考に基づき、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して令第8条の2各項に定めるところにより、支給するものとする。

(令第8条の2第2項に定める扶助を受けている者)

第30条の3の2 令第8条の2第2項に規定する生活保護法第11条第1項各号に掲げ

る扶助を受けている者は、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の賦課期日（給付奨学金を支給する月の属する年度（4月から9月までの給付奨学金の支給月については、その前年度）分の賦課期日をいう。）において当該扶助を受けている者とする。

（多子世帯における生計維持者の扶養親族）

第30条の3の3 省令第23条の2第2項第4号イ(1)に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族（以下「扶養する子」といい、別表第1の2において同じ。）の数は、次の各号のうちいずれか小さい数とする。

- (1) 学資支給金支給年度分の地方税法第292条第1項第9号に定める扶養親族の数
 - (2) 学資支給金支給年度における扶養する子の数として機構が認める数
- 2 省令第23条の2第2項第4号イ(1)に規定する生計維持者が市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の規定する施行地に住所を有しない場合において扶養親族に準ずる者として適切と認められる者は別に定めるものとする。
- 3 給付奨学金の支給を受けようとする者は、省令第23条の2第2項第4号イ(1)に規定する扶養親族に準ずる者として文部科学大臣が定める者を、機構が別に定める方法により機構に申告することができるものとする。

（給付奨学金の支給月額の変更等）

第30条の4 省令第23条の8第3項ただし書の規定により、令第8条の2第1項第1号の表の上欄に掲げる通学形態の区分に変更等が生じた場合であって、次の各号に該当するときは、当該各号に定める月に、給付奨学金の支給月額の変更を行うものとする。

- (1) 第30条の19第1項第2号に該当する旨の届出（同条第2項に基づく、通学形態の区分に変更がある旨の届出を含む。）に基づくもの
 - ア 当該届出が変更事由発生日の属する月から3月以内であって自宅通学から自宅外通学への区分変更を行うとき 変更事由発生日が属する月
 - イ 当該届出が変更事由発生日の属する月から3月経過後であって自宅通学から自宅外通学への区分変更を行うとき 当該届出があった日の属する月
 - ウ 自宅外通学から自宅通学への区分変更を行うとき 変更事由発生日の前日の属する月の翌月
 - エ 当該届出を受けて機構が実施する確認（第4条の2各号の規定の適用状況の確認をいう。以下この条及び附則において同じ。）に基づき、区分が自宅外通学から自宅通学へ更正されたとき 通学形態の区分を更正すべき旨を通知した日の属する月
 - (2) 第30条の10第1項により給付奨学生として認定したときの通学形態の区分が自宅外通学であって、当該認定後に機構が実施する通学形態の確認に基づき、当該区分が自宅外通学から自宅通学へ更正されたとき 機構が当該更正を行うべき旨を通知した月
- 2 給付奨学生が、省令第41条各号に掲げる給付金（以下この項において「給付

金」という。)の受給の開始(中断後の再開を含む。以下この項及び第30条の19において同じ。)又は終了(中断を含む。以下この項及び第30条の19において同じ。)について学校を通じて機構に届け出たときは、機構は、当該届出の事実を確認のうえ、省令第23条の8第3項ただし書の規定により、次の各号に定める月に、給付奨学金の支給月額の変更を行うものとする。

- (1) 給付金の受給を開始したとき 当該給付金の受給を開始した日の前日の属する月の翌月
- (2) 給付金の受給を終了したとき 当該給付金の受給を終了した日の属する月(受給終了から3月経過した後に届け出たときは、当該届出のあった日の属する月)

3 省令第23条の8第3項ただし書の規定により、既に省令第20条に定める給付奨学生認定を受けている学生等であって、省令第40条第1項第2号に規定する事由が生じたことにより、同条第2項により算定した支給額算定基準額に基づき給付奨学金の支給月額の変更を行うときは、次の各号に定める月に、給付奨学金の支給月額の変更を行うものとする。

- (1) 省令第40条第1項第2号に規定する事由が生じた日(以下「事由発生日」という。)が入学前であり、入学後三月以内の日までに変更を届け出た者 当該確認大学等に入学した日の属する月
- (2) 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して変更を届け出た者 当該届出を行った日の属する月
- (3) 事由発生日が入学後である者 当該届出を行った日の属する月

4 省令第23条の8の規定により給付奨学金の支給月額を変更した場合には、機構はその旨をインターネットを通じて、給付奨学生に対し、通知するものとする。

(省令第23条の2第1項第2号に規定する機構確認者)

第30条の4の2 省令第23条の2第1項第2号に規定する学修意欲を有する者として機構が認める者とは、高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となった年度の初日から5年を経過した者であって、当該5年を経過した日の属する年度以降も試験規則第6条の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験(知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が定めるものを含む。)を毎年度受験しているものをいう。

(省令第39条第3号の機構が定める者)

第30条の5 省令第39条第3号に規定する者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条に規定する一時保護が行われていた者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業若しくは里親への委託の措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所の措置又は一時保護を解除された者(以下この条において、単に「措置解除者」という。)のうち、高等学校等(省令第23条の2第1項第1

号に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を卒業又は修了することを理由として、満18歳となる日の前日までに解除されたもの

- (3) 満18歳となる日の前日までに措置解除者となった者であって、児童福祉法第31条第2項の規定により満18歳に達した日後に同法第27条第1項第3号に定める措置（乳児院及び障害児入所施設の入所を除く。次号において同じ。）を再び受けている又は一時保護が再び行われているもの
- (4) 満18歳となる日の前々日までに第30条の8に規定する給付奨学金の申込みをした者であって、当該申込時に児童福祉法第27条第1項第3号に定める措置を受けている又は一時保護が行われているもの
- (5) 満18歳となった日以降、大学等に進学するまでに、児童福祉法第27条第1項第3号に定める措置を受けた又は一時保護が行われたもの
- (6) 委託を受けた小規模住居型児童養育事業又は里親、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設若しくは委託を受けた児童自立生活援助事業を行う者のもとから大学等に通学することが認められている者（前5号に掲げる者を除く。）
- (7) 前6号に類するものとして理事長が認める者
(省令第40条第2項柱書及び同項各号に規定するもの)

第30条の5の2 省令第40条第2項第1号に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるもの及び同号イ及びロに掲げる令第8条の2第4項各号に規定する額に準ずるものとして適切と認められるものは別に定めるものとする。

第2節 給付奨学生の選考等

(給付奨学生の推薦)

- 第30条の6 省令第23条の2第1項第1号に定める当該高等学校等の校長の推薦は、同条第2項第1号に定めるいずれかの基準に該当するかどうかを判定した上で行うものとする。
- 2 省令第23条の2第1項第3号（特区法施行規則第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に定める当該大学等の学長又は校長の推薦は、同項第2号又は同項第3号（特区法施行規則第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第30条の10において同じ。）に定めるいずれかの基準に該当するかどうかを判定した上で行うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、省令第23条の2第3項に該当する者に係る同条第1項第3号に定める当該大学等の学長又は校長の推薦は、同条第3項の規定により別表に定める基準に該当するかどうかを判定した上で行うものとする。
 - 4 機構は、省令第23条の2第1項第1号又は第3号に規定する推薦を受けようとする者に係る情報を、前項の推薦を行おうとする学長又は校長に提供するものとする。
 - 5 第1項から第3項における推薦は、省令第23条の4第1項に定める申請を行った者について、学長又は校長が給付奨学生としての資格を審査の上、適格と認める者についての学業成績・学修意欲等に係る所定の事項を記録若しくは記載した情報

インターネットを通じて機構に提出すること又は当該事項を記録若しくは記載した書類を機構に提出することにより行うものとする。

(給付奨学生の選考に係る資料及び基準)

第30条の7 省令第23条の2第2項第1号ロ、第2号ロ及び第3号ロに規定する学修意欲を有することを確認する文書は、推薦を行う学長若しくは校長又は理事長に対し提出する学修計画書等とする。

2 省令第23条の2第2項第4号の収入及び資産に関する資料（以下次条において単に「収入等に関する資料」という。）とは、次に掲げる資料をいう。

(1) 次のいずれかに掲げる資料

ア 個人番号を利用して機構が取得する給付奨学金の支給を受けようとする者及びその生計を維持する者の情報

イ 地方自治法第2条第2項及び第281条第2項の規定に基づき普通地方公共団体又は特別区が発行する資料その他の令第8条の2第4項に規定する支給額算定基準額の算定に必要な情報として機構が定める情報が記載された資料

(2) 給付奨学金の支給を受けようとする者及びその生計を維持する者が有する資産の合計額を申告した資料

第3節 給付奨学金の申込等

(給付奨学生の申込み)

第30条の8 給付奨学金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、機構が指定する方法で、理事長に提出するものとする。

(1) 当該給付奨学金に係る遵守事項、機構による個人番号の利用及び令第1条の2の規定の適用を受ける場合における第一種奨学金貸与月額の変更等に同意する旨を表示した奨学金確認書兼地方税同意書

(2) 収入等に関する資料その他の理事長が定める書類

2 省令第23条の4第1項の規定による給付奨学金の支給を受けようとする者の申請は、前項に規定する書類の提出に加え、インターネットを通じて給付奨学金の申込みに係る所定の事項（以下「給付奨学金申込データ」という。）を機構に送信することによるものとする。ただし、機構が特に認める場合には、これに代わるものとして機構の定める書類を、機構が指定する方法で理事長に提出するものとする。

(給付奨学金申込みににおける個人番号の提供)

第30条の8の2 給付奨学金の支給を受けようとする者は、当該給付奨学金の申込みに当たって、省令第24条第1項の規定に基づき、その者及びその者の生計を維持する者に係る個人番号を、インターネットを通じての提供その他の機構が指定する方法により機構に提供しなければならない。

2 前項の規定の適用を受ける者であって、個人番号が付与されていない等の事由により個人番号の提供ができないものにあつては、当該事由を機構が定める方法により明示するとともに機構が定める別の書類を提出することで、個人番号の提供に代

えることができる。

（給付奨学生採用候補者の認定）

第30条の9 機構は、省令第23条の4第3項の定めにより大学等に入学（省令第23条の2第1項第1号に定める者のうち、高等専門学校 학생 については、第4学年への進級。以下同じ。）した場合に給付奨学生としての認定を行うべき者（この条、次条及び第30条の10において、「採用候補者」という。）であると認めようとする月の3月前までに給付奨学生の採用候補者として決定することを標準とする。

2 機構は、省令第23条の4第3項の規定による通知を、次の各号に定める者に対し当該各号に定める方法により通知するものとする。

(1) 第30条の8第1項の規定に基づく申込みをした者 書面により当該決定（採用候補者とならない者にあつてはその理由を含む。次号において同じ。）を示す方法

(2) 前号の者を推薦した学長又は校長 インターネットによる当該決定（令第8条の2第1項から第3項の各号に掲げる区分（以下「支給額算定基準額の区分」という。）に関するものを除く。）を示す方法

（進学届の提出）

第30条の9の2 省令第23条の4第6項の規定による届出は、採用候補者となった者が、大学等への入学後3月以内に理事長に対し行う進学届及び第3項に規定する書類の提出とする。

2 前項に規定する進学届は、インターネットを通じて行うものとする。ただし、機構が特に認める場合には、機構の指定する方法で書面により行うことができるものとする。

3 申込みを行ったときから進学届を行うまでの間に、国籍に変更があつた場合、省令第20条第2項に規定する在留資格等に変更があつた場合、又は当該在留資格に係る在留期間の更新があつた場合は、省令第23条の4第6項に規定する届出において、確認大学等への入学後3月以内に、当該変更又は更新を証明する書類として機構が指定するものを提出するものとする。

（給付奨学生採用の認定）

第30条の10 機構は、省令第23条の4第7項の規定により前条の採用候補者が大学等に第30条の9による決定後の直近の入学日（特別の場合は機構が別に定める期日）に入学し前条の規定により進学届を提出したときであつて省令第23条の4第3項各号のいずれかに該当するに至つたと認められるとき、又は同条第4項の規定により第30条の6第5項の規定に基づき学長又は校長から推薦された者が給付奨学生としての認定を行うべき者であるときは、その者を給付奨学生として認定するものとする。

2 前項にかかわらず、機構は、省令第23条の4第8項の規定により、給付奨学生候補者が学生等たるにふさわしくない行為があつたと理事長が認めるときは、前項の認定を行わない。

3 機構は、第1項に基づき給付奨学生としての認定について決定をしたときには、

次の各号に定める者に対し、当該各号に定める方法により通知するものとする。

- (1) 第1項に基づき給付奨学生として認定した者 書面により当該認定を行った旨並びに支給額算定基準額の区分（当該者が令第8条の2第3項第4号の区分に該当するときは、当該者が省令第23条の2第2項第4号イ(1)又は(2)のいずれに該当するかの情報を含む。）及び給付奨学金の額を示す方法
- (2) 前号の者が在学する学校の学長又は校長 インターネットにより当該認定及び支給額算定基準額の区分の認定又は認定をしないことの決定を示す方法

第30条の11 削除

（省令第40条第1項第2号に係る給付奨学生の採用等）

第30条の11の2 省令第40条第1項第2号に掲げる場合のうち給付奨学生の採用については、第30条の8、第30条の8の2及び第30条の10の規定を準用する。この場合において、第30条の10第1項中「前条の採用候補者が大学等に第30条の9による決定後の直近の入学日（特別の場合は機構が別に定める期日）に入学し前条の規定により進学届を提出したとき、又は第30条の8第5項」とあるのは「第30条の8第5項」と、「省令第23条の4第8項に該当する場合を除き、その者を」とあるのは「その者を」と読み替えるものとする。

- 2 省令第40条第1項第2号に掲げる場合のうち給付奨学金の支給月額の変更を受けようとする給付奨学生は当該事由の発生を証明する資料を添え、別に定める支給月額変更の願出を機構が指定する方法により在学する学校を通じて理事長に提出するものとする。
- 3 省令第40条第1項第2号に該当する者として申請することができるものは、その生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が発生した日が大学等に入学する年の前々年の1月1日（ただし、入学が10月以降であるときは、入学する年の前年の1月1日）以降であるものとする。

第4節 給付奨学金の支給期間等

（給付奨学金の申込みの期限）

第30条の12 省令第23条の5各号（特区法施行規則第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の機構が定める日は、当該各号の定める日については、別に定めるものとする。

- 2 給付奨学金の支給を受けようとする者が、災害・傷病その他のやむを得ない事由により機構が定める日までに給付奨学金の申込みをすることができなかった場合において、当該やむを得ない事由が止んだ日の翌日から起算して15日以内に給付奨学金の申込みをしたときには、省令第23条の5各号の「機構が定める日」までに当該申込みをしたものとみなす。

（給付奨学金の支給）

第30条の13 給付奨学金は、毎月1月分ずつ支給することを常例とし、特別の事情がある場合は、2月分以上を併せて支給することができる。ただし、令第8条の2第

3 項の適用を受ける給付奨学金は、機構が別に定める月に年当たりの額を支給することとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、大学又は専修学校において通信による教育を受ける者が省令第40条第1項第2号の適用を受けるときは、機構が別に定めるところにより支給することとする。

（給付奨学金支給中における個人番号の提供）

第30条の14 給付奨学金の支給中において現に給付奨学生の生計を維持する者について変更が生じた場合には、省令第24条第2項の規定に基づき、当該給付奨学生は、変更後の給付奨学生の生計を維持する者に係る個人番号を、個人番号関係書類の提出その他の機構が指定する方法により機構に提供しなければならない。

- 2 前項の規定の適用を受ける者であって、個人番号が付与されていない等の事由により個人番号の提供ができないものにあつては、当該事由を機構が定める方法により明示するとともに機構が定める別の書類を提出することで、個人番号の提供に代えることができる。

（返還の通知）

第30条の15 機構は、省令第23条の10第1項（第1号を除く。）及び同第23条の11の規定により給付奨学生としての認定を取り消され、支給済みの給付奨学金について返還することとなった者（以下「給付奨学金要返還者」という。）並びに給付奨学生としての認定の内容が遡って変更され、民法第703条の規定により支給済みの給付奨学金の全部又は一部について返還することとなった者に対し、第30条の16に定める返還について通知するものとする。

（給付奨学金要返還者の個人番号の提供）

第30条の15の2 省令第24条第3項から第6項までの規定による個人番号の提供は、同条各項に定める給付奨学金要返還者又は当該給付奨学金要返還者を扶養している者に係る個人番号を、個人番号関係書類の提出その他の機構が指定する方法により機構に提供させることにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、給付奨学金要返還者が省令第24条第1項、同条第3項、同条第4項又は同条第6項に定めるところにより既に個人番号（扶養者の個人番号を除く。）を提供している場合においては、同第7項の規定に基づき、給付奨学金要返還者に係る個人番号関係書類の提供は要しないものとする。

第5節 給付奨学金の返還

（給付奨学金の返還）

第30条の16 前条に定める通知を受けた給付奨学金要返還者は、省令第23条の11各号に定める日以降に支給された給付奨学金について、機構に返還するものとする。

- 2 民法第703条の規定により支給済みの給付奨学金の全部又は一部について返還することとなった者は、給付奨学生としての認定の内容が遡って変更されたことにより、支給に係る法律上の原因を失った給付奨学金について、機構に返還するものと

する。

- 3 第1項の規定に基づき給付奨学金を返還することとなった給付奨学金要返還者は、支給された給付奨学金の返還総額及び返還方法について確認し、給付奨学金に係る遵守事項及び個人番号利用等に同意する旨を表示した返還誓約書（以下、この条において「返還誓約書」という。）を理事長に提出するものとする。
- 4 第2項の適用を受ける者は、返還誓約書（前項に定める個人番号利用等に同意する旨の表示を除く。）を理事長に提出することにより次項に定める方法で返還することができる。
- 5 前2項の規定により返還誓約書を提出した者における給付奨学金の返還については、第18条、第18条の2第1項、第18条の3（前項の規定により返還誓約書を提出した者（以下「不当利得要返還者」という。）における給付奨学金の返還を除く。）、第18条の4、第20条（第1項第3号及び第2項を除く。）、第21条の2、第22条の3、第24条（第1項第6号、第2項第3号、第3項ただし書及び第5項を除く。）、第24条の2から第24条の7、第25条及び第27条（第2項を除く。）の規定を準用する。ただし、第3項の返還誓約書を提出しない者については、機構が別に定める方法により返還させるものとする。
- 6 前項に掲げる規定の準用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第18条第1項	貸与総額	当該の返還することとなった額
	割賦金	割賦金（省令第32条の2に規定する割賦の方法により給付奨学金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。）
	年賦、半年賦、月賦又は半年賦・月賦併用割賦のいずれかの割賦の方法	月賦
第18条第1項、第18条第3項、第20条、第22条の3、第24条、第24条の3、第24条の4及び第27条	貸与奨学金	給付奨学金
第18条第3項	貸与期間の終了した月	省令第32条の2第1項に規定する機構が返還を求めた月（当該の返還することとなった額について、機構が給付奨学金要返還者への通知を発信した月を

		いう。第18条の3において同じ。)又は民法第703条の規定により支給済みの給付奨学金の全部又は一部について返還することとなった者に対して通知を発信した月
第18条第5項、第18条の2第1項、第18条の3及び第24条の3	第一種奨学金	給付奨学金
第18条の3	返還は、第18条第1項の規定にかかわらず月賦に限るものとし、その期限 貸与期間の終了した月	返還の期限 省令第32条の2第1項に規定する機構が返還を求めた月
第18条の3第2項及び第7項	要返還者	給付奨学金要返還者
第18条の4	要返還者等	給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者
第24条第1項及び第2項、第24条の3第1項、第24条の5第2項並びに第24条の6	要返還者	給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者
第20条	要返還者又は自然人の保証人2人(以下「要返還者等」という。)	給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者
第20条第3項	要返還者等 延滞金及び費用 費用、延滞金、利息、割賦金(利息を除く。)	給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者 費用 費用、割賦金
第21条の2	貸与奨学生、要返還者又は保証人(以下「貸与奨学生等」という。) 当該貸与奨学生等	給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者 当該給付奨学生、給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者
第22条の3	要返還者等	給付奨学金要返還者及び不当利得要返還者
第24条の3	、第24条の8に規定する利息の特例の適用そ	その他の

	の他の	
第25条第1項	令第7条第1項	省令第32条の4第1項第1号
第25条第2項	令第7条第2項	省令第32条の4第1項第2号
第27条第1項	令第7条	省令第32条の4
	要返還者，連帯保証人又は相続人が，貸与奨学金返還免除願に要返還者	給付奨学金要返還者，不当利得要返還者又は相続人が，給付奨学金返還免除願に給付奨学金要返還者又は不当利得要返還者（省令第32条の4第1項第1号に規定する死亡した者を除く。）

第30条の17 機構は，給付奨学生が次のいずれかに該当するときは，省令第23条の10第1項第1号に該当する者の支給済みの給付奨学金について，法第17条の4の規定に基づき徴収するものとし，その徴収する金額は，偽りその他不正の手段により支給を受けた給付奨学金の全部の額とする。

- (1) 当該給付奨学金の申込み及び届出における書類等に，重要な客観的事実に反する記載を意図的にしたことが判明したとき。
- (2) 当該給付奨学金の申込み及び届出における書類等の内容上の疑義について，大学等又は機構が説明を繰り返し求めたにもかかわらず，これに応じなかったとき又は虚偽の説明を行ったとき。
- 2 機構は，前項に掲げる者のうち次のいずれかに該当するものから，前項に規定する額に100分の40を乗じて得た額を加算して徴収することができる。
 - (1) 過去に偽りその他不正の手段により給付奨学金の申込み及び届出を繰り返し行っていたことが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により給付奨学金の支給を受けた期間が長期にわたるものであることが判明したとき。
 - (3) その他特に悪質であると理事長が認めたとき。
- 3 前2項に規定する額を徴収する方法については，別に定める。

第6節 給付奨学生の適格認定等

（給付奨学金適格認定等）

第30条の18 機構は，省令第23条の6に規定する適格認定における学業成績の判定及び同第23条の7に規定する適格認定における収入額・資産額等の判定の結果，必要があるときは，省令第23条の8に規定する給付奨学金の額の変更，省令第23条の10第1項に規定する給付奨学生認定の取消し，同条第3項に規定する警告若しくは省令第23条の12に規定する同認定の効力の停止又はその解除を行うものとする。

- 2 給付奨学生は，省令第23条の7第3項の規定により，機構から，適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求められたときは，機構の指定する日までに機構の指定する方法で理事長に提出しなければならない。ただ

し、災害・傷病その他のやむを得ない事由により機構の指定する日までに当該書類を提出することができなかった場合において、当該やむを得ない事由が止んだ日の翌日から起算して15日以内に当該書類を提出したときには、機構の指定する日までに提出したものとみなす。

3 機構は、次の各号のいずれにも該当するときは、省令第23条の11の規定に基づき、給付奨学生認定の効力が遡って失われる日以降に支給した給付奨学金の相当額について、返還を求めるものとする。

(1) 次のいずれかに該当することにより、学業成績が著しく不良であると認められるとき

ア 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数）の合計数が標準単位数の1割以下であること

イ 履修科目の授業への出席率が1割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると認められること

(2) 前号に該当することについて災害、傷病（家族の傷病の療養又は介護を含む。）その他のやむを得ない事由があると認められないこと

（給付奨学生の届出事項）

第30条の19 給付奨学生は、省令第23条の9の規定により、次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに機構に届け出なければならない。

(1) 生計を維持する者の変更があったとき。

(2) 令第8条の2第1項第1号の表の上欄に掲げる通学形態の区分に変更があったとき。

(3) 国籍法（昭和25年法律第147号）第3条若しくは第17条又は第4条から第9条までの規定に基づき日本国籍を取得したとき。

(4) 国籍法第11条、第12条、第13条第2項、第15条第3項又は第16条第5項に基づき日本国籍を喪失したとき。

(5) 出入国管理及び難民認定法第20条の規定に基づき在留資格を変更したとき。

(6) 出入国管理及び難民認定法第21条の規定に基づき在留期間を更新したとき。

2 給付奨学生は、大学等への在籍状況、第30条の3の3に関する事項、前項各号に関する事項その他の機構が給付奨学金の適正な支給のために必要なものとして報告を求める事項について、機構が定める期日までに、インターネットを通じて機構に届出（以下単に「在籍状況の届出」という。）を行わなければならない。

3 機構は、前2項（第1項第1号を除く。）の規定による届出があったときには、当該届出に係る事実を確認の上、給付奨学金の支給月額等の判定を行うものとする。

4 第1項各号に定めるもののほか、給付奨学生が次の各号に掲げる事項に該当することとなったときには、当該給付奨学生は学校を通じて機構に届け出るものとする。

(1) 退学するとき

- (2) 休学又は復学するとき。
 - (3) 省令第41条各号に掲げる学資に係る給付等のいずれかが開始又は終了されたとき
 - (4) 省令第42条各号のいずれかの者に該当することとなったとき。
 - (5) 給付奨学生の名、住所、その他機構が別に定める事項に変更が生じたとき
- 5 機構は、前項第3号に掲げる届出があったときは、当該受給の開始又は終了の事実を確認の上、省令第41条の規定の適用について判定するものとし、当該判定に基づく給付奨学金の支給月額について給付奨学生に通知するものとする。

第30条の20 削除

(支給停止等の申出)

第30条の21 給付奨学生は、省令第23条の12第1項第8号の申出及び同条第2項第8号の解除について、機構が指定する書面によりいつでも申し出ることができるものとする。

第7節 審査請求

(審査請求)

第30条の22 省令第23条の2、省令第23条の4から第23条の8まで及び同第23条の10から第23条の12までの規定に基づき機構が行う決定又はその不作為に対し不服がある者は、行政不服審査法の規定に基づき、理事長に対し審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求に係る審査庁及び審査手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 外国人留学生等に対する学資の支給その他必要な援助に関する事項

(外国人留学生等に対する学資の支給その他必要な援助に関する事項)

第31条 機構は、法第13条第1項第2号の業務として、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 外国人留学生及び外国に派遣される留学生に対して行う学資の支給並びにその他の援助
- (2) 国費外国人留学生の選考における審査事務その他の文部科学省、外国政府等から委託され実施する事業及びその他の援助

第32条 前条第1号の業務を実施するため、留学生受入れ促進プログラム、高度外国人材育成課程履修支援制度、海外留学支援制度及び官民協働海外留学支援制度を設ける。

(留学生受入れ促進プログラム)

第33条 留学生受入れ促進プログラムは、我が国の大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程若しくは我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設又は日本語教育機関に在籍する外国人留学生のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学に困難があるものに対し、学習奨励のための奨学

金を給付するものとする。

（高度外国人材育成課程履修支援制度）

第33条の2 高度外国人材育成課程履修支援制度は、我が国の大学等に在籍する外国人留学生であって、文部科学省が認定する留学生の就職促進に係る教育プログラムを履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学に困難があるものに対し、履修支援のための奨学金を給付するものとする。

（海外留学支援制度）

第34条 海外留学支援制度は、次に掲げる場合に、留学生に対して奨学金等を給付するものとする。

- (1) 海外留学支援制度（協定受入） 大学、大学院、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校に相当する外国の学校（以下この号において「外国の学校」という。）との間で締結した学生交流に関する協定等に基づき、我が国の大学、大学院、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校が、外国の学校から外国人留学生を受け入れる場合
- (2) 海外留学支援制度（協定派遣） 外国の学校等との間で締結した学生交流に関する協定等に基づき、我が国の大学、大学院、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校が、外国の学校等に留学生を派遣する場合
- (3) 海外留学支援制度（学部学位取得型） 学位取得を目的とする学生が、外国の大学（学部に限る）に派遣される場合
- (4) 海外留学支援制度（大学院学位取得型） 学位取得を目的とする学生が、海外の大学院に派遣される場合

（官民協働海外留学支援制度）

第34条の2 官民協働海外留学支援制度は、大学等、高等学校又は専修学校の高等課程に在籍する学生若しくは生徒が留学する場合に、民間企業等の協力を得て、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 留学生に対する奨学金等の給付
- (2) 留学の前後に行う研修の提供
- (3) 留学後の継続的な学習の場としての留学生のネットワークの提供
- (4) 機構が採択した地域協議会（地域の企業、地方公共団体、大学等及びその他の団体により構成される協議会をいう。）に対する地域事業交付金の交付

（給付する内容及び期間）

第35条 前4条の規定に基づき、給付する内容及び期間は、次の表のとおりとする。

区分		給付内容	給付期間
留学生受入れ促進プログラム	学部レベル 大学院レベル 日本語教育機関	奨学金	12月以内
高度外国人材育成課程履修支援制度		奨学金	12月以内
海外留学支援制度	協定受入	奨学金	12月以内

	協定派遣	奨学金 渡航支援金	12月以内
	学部学位取得型	奨学金 渡航支援金	学部：原則 4 年
	大学院学位取得型	奨学金 渡航支援金	修士：2 年以内 博士：原則 3 年
官民協働海外留学支援制度		奨学金 留学準備金 授業料	2 年以内
備考			
1 「学部レベル」は、我が国の大学の学部、短期大学、高等専門学校第 3 学年以上、専修学校の専門課程、大学又は短期大学が設置する専攻科又は留学生別科、準備教育課程を設置する教育施設に在籍する私費外国人留学生を対象とするものとする。 2 「大学院レベル」は、我が国の大学院に在籍する私費外国人留学生を対象とするものとする。 3 「日本語教育機関」は、法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関又は文部科学大臣が認定する日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を対象とするものとする。			

2 前項に基づき、給付する額については、別に定める。

第 4 章 施設の設置及び運営に関する事項

(施設の設置及び運営に関する事項)

第36条 機構は、法第13条第 1 項第 3 号の業務として、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 外国人留学生等の寄宿舍その他の留学生交流等の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営
- (2) 前号の施設を基盤とした交流事業の実施

第 5 章 試験に関する事項

(試験に関する事項)

第37条 機構は、法第13条第 1 項第 4 号の業務として、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 外国人留学生として我が国の大学等に入学を希望する者について、大学等において教育を受けるために必要な学力を評価することを目的とする試験の問題の作成及び試験の実施
- (2) 試験の利用の促進等に関すること。

第 6 章 日本語教育に関する事項

(日本語教育に関する事項)

第38条 機構は、法第13条第 1 項第 5 号の業務として、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 外国人留学生に対する日本語予備教育の実施
- (2) 日本語教育センターにおける教育の一環としての交流事業の実施

第7章 削除

第39条 削除

第8章 催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業に関する事項

(留学生交流の推進を図るための事業に関する事項)

第40条 機構は、法第13条第1項第7号の業務として、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 国内における留学に関する情報の収集、整理及び提供並びに留学に係る相談の実施
- (2) 日本留学フェアの開催、海外事務所の設置等による海外における情報の収集、整理及び提供並びに留学に係る相談の実施
- (3) 外国人留学生と日本人学生等との交流事業の実施及び国際的なセミナー、シンポジウム等の開催等に対する支援
- (4) 帰国した留学生に対する支援

第9章 研修並びに情報及び資料の収集、整理及び提供に関する事項

(研修並びに情報及び資料の収集、整理及び提供に関する事項)

第41条 機構は、法第13条第1項第8号の業務として、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員にする専門的、技術的な研修の実施
- (2) 転学、就職、ボランティア活動、メンタルヘルス等、学生等の修学、進路選択、心身の健康等に関する情報及び資料の収集、整理並びに提供
- (3) 就職指導ガイダンスの実施
- (4) 地域単位で大学が連合してサービスの提供及び各種交流事業を行う学生支援組織の形成に係る協力

第10章 調査及び研究に関する事項

(調査及び研究に関する事項)

第42条 機構は、法第13条第1項第9号の業務として、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 学生の生活実態等に関する調査研究
- (2) 精神若しくは身体に障害のある学生等への支援に関する調査研究

- (3) その他機構の事業運営において必要な調査研究
- (4) 調査及び研究の成果についての公表等に関する事。

第11章 附帯業務に関する事項

第43条 機構は、第3条、第30条の2の2及び第31条から前条までに定める業務に附帯する業務を行うものとする。

第12章 施設の供用に関する事項

(施設の供用に関する事項)

- 第44条 機構は、特に必要があると認めるときは、施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、別に機構が定めるところにより貸し付けることができる。
- 2 機構は、前項に定める業務を行う場合には、適正な対価を徴収することができるものとする。

第13章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

- 第45条 機構は、業務を委託することにより効果的に当該業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得ることが十分に期待されることのできる業務について、それらの業務を行うに適当な能力を有する機構以外の者に委託することができる。
- 2 受託者の選定及び契約の方法等については、機構が定める規程によるものとする。

第14章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

- 第46条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。
- 2 政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

第15章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

- 第47条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、法又は他の法令に適

合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(運営に関する基本的事項)

第48条 機構は、運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理及び行動に関する規程を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第49条 機構は、理事会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルール of 明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 各事業の部門会議の開催

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第50条 機構は、中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備
- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成
- (6) 評価活動の適切な運営に関する事項
 - ア 業務手順に沿った運営の確保
 - イ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ウ 恣意的とならない業務実績評価
- (7) 第4号のモニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第51条 機構は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部門の指定及び各単位の推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用

- (9) 研修の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針等
- (リスク評価と対応に関する事項)

第52条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。

- (1) リスク管理委員会の設置
 - (2) 部門ごとの業務フロー図の作成
 - (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
 - (4) 把握したリスクに関する評価及びリスク低減策の検討
 - (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針及び体制
 - (6) 保有施設の点検及び必要な整備
 - (7) 事故及び災害等の緊急時に関する事項
 - ア 事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故及び災害時の対策本部の設置並びに構成員の決定
 - ウ 事故及び災害時の初動体制の構築並びに情報収集の迅速な実施
- (情報システムの整備と利用に関する事項)

第53条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
 - ア 業務執行に係る意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - イ 理事長の指示及び機構のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
 - ウ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
 - ア 業務システムを活用した効率的な業務運営
 - イ 業務実施上必要な情報を利用可能な形式に整えて活用できるようにするための事項
 - (ア) 保有するデータの所在情報の明示
 - (イ) データへのアクセス権の設定
 - (ウ) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
 - (エ) 各部門で作成されたデータのデータ変換ツール等の導入・活用方針の策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第54条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

ア 情報システムのぜい弱性対策，アクセスログの定期的点検及び情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備及び運用されていることを担保するための有効な手段の確保

イ 情報漏えいの防止

(2) 個人情報保護に関する事項

ア 個人情報保護に係る点検活動の実施

イ 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4－8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第55条 機構は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。

(1) 監事に関する事項

ア 監事監査に関する規程の整備に対する監事の関与

イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制

ウ 監事の職務を補助すべき者（以下「補助職員」という。）の独立性に関すること（監事の指揮命令権，監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）。

エ 組織に関する規程における権限の明確化

オ 監事及び会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

ア 監事監査に関する規程に基づく監査への協力

イ 補助職員への協力

ウ 監査結果の業務への適切な反映及び改善状況の報告

エ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な事項

ア 監事の理事会等重要な会議への出席

イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧及び調査できる仕組み

ウ 機構の財産の状況を調査できる仕組み

エ 監事と会計監査人との連携

オ 監事と内部監査担当部門との連携

カ 役職員の不正，違法及び著しい不当事実の監事への報告義務

キ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

（内部監査に関する事項）

第56条 機構は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（公益通報に関する事項）

第57条 機構は、公益通報に関する規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。

- (1) 公益通報窓口の設置
 - (2) 公益通報者の保護
 - (3) 公益通報が、内部統制を担当する理事及び監事に確実かつ内密に報告される仕組みの整備
- (入札及び契約に関する事項)

第58条 機構は、入札及び契約に関する規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）を構成員とする契約監視委員会の設置
 - (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
 - (3) 談合情報がある場合の緊急対応
 - (4) 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立
- (予算の適正な配分に関する事項)

第59条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を予算の配分等に活用する仕組みの整備を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第60条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理に関する規程を整備し、機構の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のインターネット等を用いた公開に関する規程を整備するものとする。

(職員の人事及び懲戒に関する事項)

第61条 機構は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程を整備するものとし、これに次に掲げる事項を定める。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

第16章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第62条 機構は、役員及び会計監査人（以下この条において「役員等」という。）の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の業務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、文部科学大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(実施の細目)

第63条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日等)

第1条 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(従前の被貸与者に関する経過措置)

第2条 施行日前の貸与契約による奨学金の貸与及び奨学金の返還については、なお従前の例による。この場合において、旧業務方法書（日本育英会業務方法書（平成15年3月31日文部科学大臣認可）をいう。以下同じ。）第3条、第10条、第14条第4項、第21条、第33条及び第34条中「本会」とあるのは「機構」と、第4条第1項の表中「国立及び公立の高等学校」とあるのは「地方公共団体及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（以下「国立大学法人」という。）が設置する高等学校」と、「国立及び公立の大学」とあるのは「地方公共団体及び国立大学法人が設置する大学」と、「国立および公立の高等専門学校」とあるのは「地方公共団体及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校」と、「国立及び公立の専修学校」とあるのは「国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校」とする。

2 前項によりなお従前の例によることとされる場合における旧業務方法書による改正前の日本育英会業務方法書（昭和58年5月9日文部大臣認可）第3条第2項、第11条第3項、第13条の7、第25条及び第26条中「本会」とあるのは「機構」とする。

3 第24条の3から第24条の8までの規定は、第1項の規定によりなお従前の例によることとされる奨学金の返還（旧業務方法書第3条第1項に規定する奨学金に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第24条の3第1項中「第18条」とあるのは「附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における日本育英会業務方法書（平成15年3月31日文部科学大臣認可）第14条」と、第24条の4第2項中「第18条第2項の規定にかかわらず、適用期間」とあるのは「適用期間」とする。

4 第24条の3から第24条の7までの規定は、第1項の規定によりなお従前の例によることとされる奨学金の返還（旧業務方法書による改正前の日本育英会業務方法書（昭和58年5月9日文部大臣認可）第3条第2項に規定する奨学金に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第24条の3第1項中「第18条」とあるのは「附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる日本育英会業務方法書（平成15年3月31日文部科学大臣認可）による改正前の日本育英会業務方法書（昭和58年5月9日文部大臣認可）第11条」と、第24条の4第2項中「第

18条第2項の規定にかかわらず、適用期間」とあるのは、「適用期間」と読み替えるものとする。

（業務の特例に関する経過措置）

第3条 法附則第14条第1項の規定により機構が行う業務については、旧業務方法書第2条（高等学校及び専修学校の高等課程に係る部分に限る。）、第3条第1項及び第2項、第4条第1項（高等学校及び専修学校の高等課程に係る部分に限る。）、第8条第1項第1号及び第2項、第9条から第13条、第14条（第2項を除く。）、第15条から第22条、第23条（第2項を除く。）、第24条、第25条、第28条（第3号を除く。）及び第30条の規定は、なお効力を有する。この場合において、旧業務方法書第2条、第3条第1項、第8条、第9条、第10条、第14条第4項、第21条及び第24条第2項第3号中「本会」とあるのは「機構」と、第2条中「日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号。）」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。）附則第11条の規定によりなお効力を有することとなる廃止前の日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）」と、第4条第1項の表中「国立及び公立の高等学校」とあるのは「地方公共団体及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（以下「国立大学法人」という。）が設置する高等学校」と、「国立及び公立の専修学校」とあるのは「国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校」と、第8条中「連帯保証人と連署の上の確認書」とは「申請書」と、「会長」とあるのは「理事長」と、「本会支部長」とあるのは「理事長」とする。

2 法附則第14条第1項の規定により機構が行う業務については、旧選考採用規程（奨学生の選考及び採用に関する規程（昭和59年8月21日達第761号）をいう。以下同じ。）第3条第1項第5号（高等学校及び専修学校の高等課程に係る部分に限る。以下本条において同じ。）、第4条、第5条第1号、第2号及び第4号並びに第9条第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧選考採用規程第5条第1号中「本会」とあるのは、「機構」とする。

3 第24条の3から第24条の7までの規定は、第1項の規定によりなお効力を有することとされる規定に基づき機構が法附則第14条第1項に規定する業務を行う場合における奨学金の返還について準用する。この場合において、第24条の3第1項中「第18条」とあるのは「附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされる場合における旧業務方法書第14条」と、第24条の4第2項中「第18条第2項の規定にかかわらず、適用期間」とあるのは、「適用期間」と読み替えるものとする。

（報奨金）

第4条 要返還者等（要返還者等のうち、要返還者が平成16年度に機構と貸与契約を締結した者に限る。）が第一種奨学金に係る最終の割賦金の返還期日の4年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる第一種奨学金に係る割賦金の金額につき5パー

セントの割合で計算した金額を報奨金として支払うものとする。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して7年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払う報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる第一種奨学金に係る割賦金の金額につき3パーセントの割合で計算した金額とする。

（経過措置）

第5条 附則第1条の規定の適用前に、日本育英会が旧業務方法書の規定によりした処分、手続その他の行為、及び、法附則第13条の表の上欄に掲げる法人がした処分、手続その他の行為であって同条の規定に基づき機構が承継した権利、義務に係るものについては、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（学生支援緊急給付金及び緊急特別無利子貸与型奨学金等）

第6条 令和2年度において、機構は法第13条第1項第1号及び第2号の業務として、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）拡大による影響で、経済的理由により修学が困難となった者に対して、学生支援緊急給付金の支給を行うものとする。

2 機構は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に採用した第二種奨学生（新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入の減少等のため修学の継続に困難があると認められた者に限る。）に貸与する貸与奨学金（以下次項及び第4項において「緊急特別無利子貸与型奨学金」という。）に賦課される利息については、当該第二種奨学生から徴収しないものとし、緊急特別無利子貸与型奨学金に要する資金に充てるために借入れた財政融資資金からの借入金又は発行した日本学生支援債券に係る利息については国費により補填するものとする。

3 第一種奨学金に併せて緊急特別無利子貸与型奨学金の貸与を受けようとする者に係る選考のうち、当該第一種奨学金に係る部分は省令第21条第2項各号に掲げる基準及び方法により行い、当該緊急特別無利子貸与型奨学金に係る部分は同令第22条第2項各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

4 緊急特別無利子貸与型奨学金の貸与の終期は、令和4年3月とする。

5 第24条第1項第5号の事由による返還期限猶予の適用を既に10年以上受けている者が、令和2年1月1日から令和3年3月末日までの間において、新型コロナウイルス感染症の影響により同項第5号の事由に該当することとなったときは、第24条第3項ただし書の規定にかかわらず、機構は、当該貸与奨学金について1年以内の返還期限猶予を認めることができるものとする。

6 第14条第1号から第3号までの規定にかかわらず、貸与を受けている第一種奨学金について令第8条第1項の認定を受けようとする者が、新型コロナウイルス感染症の影響により当該奨学金の貸与期間終了までの間に省令第36条に定める業績を挙

げることが困難となったときは、機構は、当該奨学生の申請に基づき、令和4年3月を限度として1年の範囲内で当該奨学金の貸与の終期を延長することができる。ただし、その間の当該奨学金の交付は休止するものとする。

7 機構は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により修学が困難となった第二種奨学生であって、次の各号のいずれにも該当する者から申出があったときは、貸与月額1月分を当該奨学生が在学する大学等に交付するものとする。

(1) 採用される前に、在学する大学等から貸与月額1月相当分の貸付（以下この項において「採用前貸付」という。）を受けていること。

(2) 在学する大学等を採用前貸付の対象校とする契約を大学等と機構との間で締結していること。

（海外留学支援制度（学部学位取得型）及び海外留学支援制度（大学院学位取得型）の特例）

第7条 第35条の規定にかかわらず、機構は、新型コロナウイルス感染症の影響により学修・研究期間が延長した第34条第3号及び第4号に規定する者に対し、奨学金等の給付期間を延長することができる。

（薬剤師国家試験受験資格取得を目的として大学院に設けられたコースに在籍する学生に係る貸与奨学金の取扱い）

第8条 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）、薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）及び薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定について（薬食発第1226003号、平成17年12月26日付け厚生労働省医薬食品局長通知）に基づく厚生労働大臣の認定を受けるため、大学院の薬学の課程において正規の修業年限を超えて在学すること（本条において「薬剤師法改正による特例」という。）となった者に貸与する奨学金については、第14条第1号中「正規の修業年限」とあるのは「正規の修業年限（薬剤師法改正による特例に該当する場合は当該在学期間とする。同条第3号、第4号及び第5号において同じ。）」とする。

附 則（平成17年4月1日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書（以下「新業務方法書」という。）第8条第3項の規定は同項に掲げる省令の規定が定める学校に平成17年4月1日以降に入学しようとする者に係る選考から、新業務方法書第24条第1項第6号及び同条第2項第3号の規定は平成16年度以降に採用される奨学生から、新業務方法書のその他の規定は平成17年4月1日から、それぞれ適用する。

2 この業務方法書の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き大学に在学する者であって施行日以後に奨学生に採用される者の第二種奨学金に係る第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 施行日前の貸与契約による奨学金の貸与及び奨学金の返還については、平成16年度に採用された奨学生に係る新業務方法書第24条第1項第6号及び同条第2項第3号の規定に基づく返還猶予を除き、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この業務方法書の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き大学等に在学する者であって施行日以後に奨学生に採用される者の第二種奨学金に係る第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定の適用については、外国の大学又は外国の大学院に留学する者を除き、なお従前の例による。
- 3 施行日前の貸与契約による奨学金の貸与及び奨学金の返還については、なお従前の例による。
- 4 施行日前から、短期留学推進制度によりすでに短期留学生として支援を受けている者の奨学金等の給付は、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月1日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行する。
- （経過措置）
- 2 施行日前の貸与契約による奨学金の貸与及び奨学金の返還については、なお従前の例による。この場合において、日本育英会業務方法書（平成15年3月31日文部科学大臣認可）第2条中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」とあるのは、「及び特別支援学校」とする。

附 則（平成20年4月1日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行する。
- （経過措置）
- 2 施行日前の貸与契約（以下「旧貸与契約」という。）による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 旧貸与契約により第二種奨学金の貸与を受けている者が、独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第99号）による改正後の令第2条第1項各号の最も高い月額又は変更後の業務方法書第6条第1項に規定する月額を選択するために新たな貸与契約（以下「新貸与契約」という。）を行う場合の取扱いについては、以下の各号に定めるところによる。
- （1）新貸与契約における奨学生の選考に係る資料は、第9条第1項の規定にかかわらず、機構が別に定める書類とする。
- （2）新貸与契約に係る第10条第1項の規定による保証人は、旧貸与契約に係る保

証契約における保証人と同一人とする。

- (3) 旧貸与契約及び新貸与契約に係る保証契約において、第10条第1項の規定により自然人を保証人に立てる者は、同条第3項の規定にかかわらず、新貸与契約による貸与期間終了のときにおいて当該保証人に加えて別の自然人1人を保証人に立てることを要するものとする。この場合において、旧貸与契約の保証人及び新貸与契約の保証人は同一人とする。
 - (4) 新貸与契約に係る奨学金の申込みについては、第11条第1項の規定にかかわらず、機構が別に定める書類をその者が在学学校長（外国の大学又は外国の大学院に留学して第二種奨学金の貸与を受けている者は理事長）に提出することを要するものとする。
 - (5) 新貸与契約に係る奨学生の推薦については、第11条第3項の規定にかかわらず、在学学校長が、機構が別に定める書類を機構に提出することにより行うものとする。
 - (6) 新貸与契約により奨学生として採用された場合は、採用された月の前月をもって、旧貸与契約による奨学金を辞退したものとみなす。
 - (7) 旧貸与契約及び新貸与契約に係る返還誓約書については、第17条の規定にかかわらず、新貸与契約による奨学金の貸与期間が終了したときに、機構の定めるところにより、一の返還誓約書として、在学学校長を経て提出するものとする。
 - (8) 第5号の規定により機構が別に定める書類（外国の大学又は外国の大学院に留学して第二種奨学金の貸与を受けている者にあつては、第4号の規定により機構が別に定める書類）の提出をもって、第24条第1項第2号の規定による返還期限の猶予の願い出があつたものとみなす。
- 4 施行日前の短期留学推進制度により平成19年度奨学生として採用され、平成21年2月まで我が国へ短期留学する外国人留学生については、施行日以降、短期外国人留学生支援制度にて支援する。

附 則（平成20年10月24日文科科学大臣変更認可）

（施行日等）

この業務方法書は、文科科学大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（平成21年4月1日文科科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文科科学大臣の認可のあつた日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に奨学生として採用された者及び施行日以後平成22年3月31日までの間に奨学生として採用される者の奨学金の貸与及び奨学金の返還については、業務方法書第10条、第11条第1項（個人信用情報の取扱いに関する同意書に係る部分を除く。）、第16条第1項、第17条（提出時期及び貸与した奨学金の額に係る部分に限る。）、第22条第1項並びに変更前の業務方法書第12条の2及び第12条の3の規定

は、なお従前の例による。

- 3 施行日前の貸与契約（以下「旧貸与契約」という。）により奨学金の貸与を受けている者が、独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第74号）による改正後の令第1条第1項の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も低い額を選択するために、新たな貸与契約（以下「新貸与契約」という。）を行う場合の取扱いについては、以下の各号に定めるところによる。
- (1) 新貸与契約における奨学生の選考に係る資料は、第9条第1項の規定にかかわらず、機構が別に定める書類とする。
 - (2) 新貸与契約に係る変更前の業務方法書第10条第1項の規定による保証人は、旧貸与契約に係る保証契約における保証人と同一人とする。
 - (3) 旧貸与契約及び新貸与契約に係る保証契約において、変更前の業務方法書第10条第1項の規定により自然人を保証人に立てる者は、同条第3項の規定にかかわらず、新貸与契約による貸与期間終了のときにおいて当該保証人に加えて別の自然人1人を保証人に立てることを要するものとする。この場合において、旧貸与契約の保証人及び新貸与契約の保証人は同一人とする。
 - (4) 新貸与契約に係る奨学金の申込みについては、第11条第1項の規定にかかわらず、機構が別に定める書類をその者が在学学校長に提出することを要するものとする。
 - (5) 新貸与契約に係る奨学生の推薦については、第11条第3項の規定にかかわらず、在学学校長が、機構が別に定める書類を機構に提出することにより行うものとする。
 - (6) 新貸与契約により奨学生として採用された場合は、採用された月の前月をもって、旧貸与契約による奨学金を辞退したものとみなす。
 - (7) 旧貸与契約及び新貸与契約に係る返還誓約書については、変更前の業務方法書第17条の規定にかかわらず、新貸与契約による奨学金の貸与期間が終了したときに、機構の定めるところにより、一の返還誓約書として、在学学校長を経て提出するものとする。
 - (8) 第5号の規定により機構が別に定める書類の提出をもって、第24条第1項第2号の規定による返還期限の猶予の願い出があったものとみなす。
- 4 施行日前の短期外国人留学生支援制度又は短期留学推進制度により平成20年度奨学生として採用され、平成22年2月まで我が国へ短期留学する外国人留学生、又は外国へ短期派遣される留学生については、施行日以降、留学生交流支援制度にて支援する。

附 則（平成21年7月6日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書第10条第1項及び第2項並びに第22条の規定は、平成21年6月1日以降に第11

条第3項の推薦を受けた者で、平成21年8月1日以降に留学し奨学金の貸与を受けるものに係る保証契約から適用する。

附 則（平成22年4月1日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

1 この業務方法書は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前の先導的留学生交流プログラム支援制度により、施行日の前日において奨学金等の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金等の給付を受ける者については、施行日以降、留学生交流支援制度にて支援する。

附 則（平成22年8月20日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書別表第1から別表第3は、平成23年度以降に採用される者に係る選考から適用する。

（経過措置）

2 平成23年3月31日までの間に奨学生として採用される者の選考に係る業務方法書別表第1から別表第3の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月27日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

1 この業務方法書は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第24条の3から第24条の8までの規定は、業務方法書（平成17年4月1日文部科学大臣認可）附則第3項、業務方法書（平成18年4月1日文部科学大臣認可）附則第3項及び業務方法書（平成19年4月1日文部科学大臣認可）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる奨学金の返還について準用する。

附 則（平成23年3月31日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

1 この業務方法書は、平成23年4月1日から施行し、変更後の業務方法書第14条第2号及び第4号の規定は、平成23年度以降に奨学生として採用される者に係る貸与期間から適用する。

（経過措置）

2 変更前の業務方法書第14条第2号の規定により平成22年度から第一種奨学金の貸与を受ける者の貸与の終期は、変更後の業務方法書第14条第2号の定めるところによる。

附 則（平成24年1月23日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書の規定は、平成24年1月1日から適用する。

附 則（平成24年3月26日文部科学大臣変更認可）

(施行日等)

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書（以下「新業務方法書」という。）第4条第5項及び第6項の規定並びに別表第4は平成24年度以降に採用される奨学生から、新業務方法書のその他の規定は平成24年4月1日から、それぞれ適用する。

附 則（平成25年3月29日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、平成25年4月1日から施行し、変更後の業務方法書第35条の表の短期派遣の奨学金月額、平成25年度以降に新たに派遣される者から適用する。

附 則（平成25年7月5日文部科学大臣変更認可）

(施行日等)

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書別表第1から別表第3は、平成26年度以降に採用される者に係る選考から適用する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日までの間に奨学生として採用される者の選考に係る業務方法書別表第1から別表第3の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書の規定は、平成26年1月1日以降外国の大学及び外国の大学院に入学する者に係る選考から適用する。

附 則（平成26年3月31日文部科学大臣変更認可）

(施行日等)

- 1 この業務方法書は、平成26年4月1日から施行し、変更後の業務方法書第8条第6項及び第7項の規定は、平成26年度以降新たに長期派遣制度又は短期派遣制度における奨学金等の給付を受ける者から、別表第1から別表第4は、平成27年度以降に奨学生として採用される者に係る選考から適用する。

(奨学生の選考に関する経過措置)

- 2 平成27年3月31日までの間に奨学生として採用される者の選考に係る業務方法書別表第1から別表第4の適用については、なお従前の例による。

(延滞金の取扱いに関する経過措置)

- 3 施行日前の貸与契約により奨学金を返還している者の延滞金の取扱いについては、第19条第2項及び第21条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 平成17年4月1日前の貸与契約による第一種奨学金に係る延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に各返還期日から6月を経過した日（以下「延滞金賦課日」という。）ごとに、その6月について延滞金賦課日が平成26年3月31日までに該当するときは5パーセント、平成26年4月1日以降に該当するときは2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の合計額とする。ただし、平成10年3月以降

貸与が終了した第一種奨学金及び口座振替の方法による返還の手続を行った第一種奨学金に係る延滞金の額は、延滞金賦課日が平成26年3月27日までに該当するときは5パーセント、平成26年3月28日以降に該当するときは2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の合計額とする。

- (2) 平成17年4月1日以降の貸与契約による第一種奨学金、及び第二種奨学金に係る延滞金の額は、その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、平成26年3月31日までは年（365日当たり）10パーセント、平成26年4月1日以降は年（365日当たり）5パーセントの割合を乗じて計算した額の合計額とする。ただし、平成10年3月以降貸与が終了した奨学金及び口座振替の方法による返還の手続を行った奨学金に係る延滞金の額は、返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、平成26年3月27日までは年（365日当たり）10パーセント、平成26年3月28日以降は年（365日当たり）5パーセントの割合を乗じて計算した額の合計額とする。

- (3) 令第5条第5項による機構の請求があったにもかかわらず、要返還者等が機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額（利息を除く。）の全部につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、前2号中「割賦金」とあるのは「返還未済額の全部」と読み替えるものとする。

（海外留学支援制度に関する経過措置）

- 4 施行日前の留学生交流支援制度により、施行日の前日において奨学金等の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金等の給付を受ける者については、施行日以降、海外留学支援制度にて支援する。

附 則（平成26年8月18日文科科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文科科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書第35条の規定は、平成27年度以降に高等専門学校に編入学する者から、第46条の規定は、平成26年4月16日から適用する。

附 則（平成27年4月1日文科科学大臣変更認可）

（施行期日）

- 1 この業務方法書は、平成27年4月1日から施行し、変更後の業務方法書別表第1及び別表第3の規定は、平成28年度以降に奨学生として採用される者に係る選考から適用する。

（経過措置）

- 2 施行日前から海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度により既に支援を受けている者の奨学金等の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月17日文科科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文科科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書第8条第3項の規定は、平成28年度以降に奨学生として採用される者に係る推薦か

ら適用する。

附 則（平成28年 1 月 4 日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日文部科学大臣変更認可）

（施行期日）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書第14条第8号の規定は、平成28年4月1日以降に奨学生として採用される者（平成28年度に入学又は留学したときに奨学金の貸与を受けようとして第12条又は第12条の2の規定により採用候補者となった者を除く。）に係る貸与契約から、別表第2及び別表第3の規定は、平成29年度以降に奨学生として採用される者に係る選考から、その他の規定は平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成29年3月31日までの間に奨学生として採用される者の選考に係る業務方法書別表第2及び別表第3の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 8 月26日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成28年10月19日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年3月31日以前に奨学生として採用される者のうち業務方法書第8条第5項の規定による推薦を受けた者に係る貸与の始期については、第14条第3号ただし書及び第6号ただし書中「4月」とあるのは「10月」とする。

附 則（平成28年10月27日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書別記第1、第3、第4、第6、第10及び第12の規定は、平成29年4月1日以降に大学等に入学する者であって、当該大学等で奨学生として採用されるものに係る選考から適用する。

（経過措置）

- 2 平成29年3月31日までの間に奨学生として採用される者の選考に係る業務方法書別記第1、第3、第4、第6、第10及び第12の適用については、なお従前の例による。
- 3 平成28年度から引き続き大学等に在学する者であって、平成29年度以降に当該大学等で奨学生として採用されるものの選考に係る業務方法書別記第1、第3、第4、第6、第10及び第12の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 1 月27日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書第21条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した自然災害に係る自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく債務整理を申請する者から、第35条の規定は、施行日後に採用する留学生に係る奨学金等の給付から適用する。

(経過措置)

- 2 施行日前から官民協働海外留学支援制度により既に支援を受けている者の奨学金等の給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日文部科学大臣変更認可)

(施行日等)

- 1 この業務方法書は、平成29年4月1日から施行し、変更後の業務方法書第4条第5項、第17条の2、第18条の2、第18条の3、第24条第4項及び第24条の3第1項の規定は、平成29年4月1日以降に貸与奨学生として採用される者から、第5条の2の規定は、平成30年4月1日以降に大学等に入学する者に係る選考から、第30条の2から第30条の19及び別記14の規定は、平成29年4月1日以降に大学又は専修学校の専門課程に入学する者及び高等専門学校の第3学年から第4学年に進級する者から、別記第1(第1項第4号及び第2項第4号を除く。)の規定は、平成29年4月1日以降に大学等に入学する者(平成29年度に入学する者においては、当該大学等で貸与奨学生として採用されるものに限る。)に係る選考から、別記第1(第1項第4号及び第2項第4号に限る。)、第3、第4、第6、第10及び第12の規定は、平成29年度以降に貸与奨学生として採用される者(平成29年度に大学等に入学する者で省令第21条第1項第1号及び第2号に該当するものを除く。)に係る選考から適用する。ただし、第34条第4項及び第35条の規定は、平成29年4月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月31日までに貸与奨学生として採用された者に係る業務方法書第4条第5項、第24条第4項及び第24条の3第1項の規定は、なお従前の例による。
- 3 平成29年度に大学等に入学し、業務方法書第13条第1項の規定に基づき貸与奨学生として採用される者に係る同第11条第1項の適用については、なお従前の例による。
- 4 平成28年度から引き続き大学等に在学する者であって、平成29年度以降に当該大学等で貸与奨学生として採用されるものの選考に係る業務方法書別記第1の適用については、なお従前の例による。
- 5 業務方法書第12条の規定により第一種奨学生の採用候補者に決定し、平成29年度に大学等に入学した者に係る変更後の業務方法書第17条の2の適用にあたっては、第1項及び第2項中「貸与奨学金の申込時」とあるのは「大学等に入学後、機構が定める所定の手続きをとるとき」とする。
- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに大学又は専修学校の専門課程に入

学する者及び高等専門学校第3学年から第4学年に進級する者については、変更後の業務方法書第30条の2中「大学等(大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。第30条の9において同じ。)に在学する特に優れた学生等」とあるのは「私立の大学等(大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。)に在学し、自宅外から通学する特に優れた学生等」と、「極めて修学に困難がある者」とあるのは「極めて修学に困難がある者又は大学等に在学する特に優れた学生等であって社会的養護を必要とする者」と、第30条の6第1項中「別記第14に規定する基準を満たすものとして高等学校、専修学校の高等課程及び高等専門学校において定める基準によるものとする」とあるのは「別記第14(第3号イを除く。)に定める基準によるものとする」と、同条第2項中「省令第23条の2第1項第2号に規定する高等学校等卒業者」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第25号)附則第2項に規定する者」と、同項及び第3項中「2年以内」とあるのは「3年以内」と、第30条の7第2項中「属する年度分の」とあるのは「属する年度の前年度分の」と、第30条の8第1項中「遵守事項及び機構が個人番号を利用して当該給付奨学金の支給を受けようとする者の情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条各号に規定される情報に限る。)」を取得し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第57条各号に規定される事務に利用すること(法第13条第1項第1号に規定する学資の支給に関する業務を実施するために必要な地方税関係情報の取得を含む。以下「個人番号利用」という。)等に同意する旨と併せて、当該給付奨学金の支給を受けようとする者の生計を維持する者に係る個人番号利用については、当該の生計を維持する者が同意」とあるのは「遵守事項に同意」と、「校長又は理事長に提出し、かつ、当該給付奨学金の支給を受けようとする者及びその者の生計を維持する者の個人番号及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出するとともに、インターネットを通じて給付奨学金の申込みに係る所定の事項(以下「給付奨学金申込データ」という。)を収入に関する資料等に基づき機構に送信するものとする。ただし、機構が特に認める場合には、インターネットを通じて給付奨学金申込データを機構に送信することに代えて、給付奨学金振込口座届その他の機構の定める書類を、次の各号の区分に応じ、校長又は理事長に」とあるのは「学校の長に」と、同条第3項中「省令第23条の2」とあるのは「省令第23条の2及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第25号)附則第2項」と、「校長の推薦」とあるのは「学長又は校長の推薦」と、「機構が各高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。)及び高等専門学校に対して提示する人数の範囲内で(機構が別に定める要件に該当する者については、当該人数の範囲外で)校長が」とあるのは「学長又は校長が」と、第30条の10中「前条の採用候補者がそ

れぞれ給付奨学金の支給に係る学校等に前条による決定後の直近の入学日（特別の場合は機構が別に定める期日）に入学したときは、6月以内にこれをそれぞれの」とあるのは「省令第23条の2第1項各号のいずれかに該当する者について、省令第20条の選考の結果に基づき、そのつどそれぞれの」と、第30条の11中「遵守事項、個人番号利用及び給付奨学金の交付の取りやめに関する事項等に同意する旨と併せて、当該給付奨学生の生計を維持する者に係る個人番号利用については、当該の生計を維持する者が同意する旨を表示した誓約書」とあるのは「遵守事項及び給付奨学金の交付の取りやめに関する事項等に同意する旨を表示した誓約書」と、第30条の14及び第30条の18中「個人番号利用等により得た収入に関する情報」とあるのは「収入に関する情報」と、別記第14中「推薦基準において満たすべき基準」とあるのは「推薦基準」と、同第3号中「申込時」とあるのは「原則として第3学年の第2学期（2学期制の学校においては前期）」と、「次の」とあるのは「次のうちイを除く」と、同第4号中「属する年度分の」とあるのは「属する年度の前年度分の」とし、第30条の9は適用しないものとする。

7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに大学又は専修学校の専門課程に入学する者及び高等専門学校の第3学年から第4学年に進級する者については、変更後の業務方法書第30条の8第1項中「遵守事項及び機構が個人番号を利用して当該給付奨学金の支給を受けようとする者の情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条各号に規定される情報に限る。）を取得し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第57条各号に規定される事務に利用すること（法第13条第1項第1号に規定する学資の支給に関する業務を実施するために必要な地方税関係情報の取得を含む。以下「個人番号利用」という。）等に同意する旨と併せて、当該給付奨学金の支給を受けようとする者の生計を維持する者に係る個人番号利用について、当該の生計を維持する者が同意」とあるのは「遵守事項に同意」と、「かつ、当該給付奨学金の支給を受けようとする者及びその者の生計を維持する者の個人番号及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出するとともに、」とあるのは「かつ、」と、第30条の11中「遵守事項、個人番号利用」とあるのは「遵守事項」と、第30条の14及び第30条の18中「及び個人番号利用等により得た収入に関する情報」とあるのは「及び収入に関する情報」とする。

8 変更前の業務方法書附則の適用にあたっては、業務方法書（平成18年4月1日文部科学大臣変更認可）附則第4項、業務方法書（平成20年4月1日文部科学大臣変更認可）附則第4項、業務方法書（平成21年4月1日文部科学大臣変更認可）附則第4項、業務方法書（平成22年4月1日文部科学大臣変更認可）附則第2項、業務方法書（平成25年3月29日文部科学大臣変更認可）附則、業務方法書（平成26年3月31日文部科学大臣変更認可）附則第1項中の「奨学金」及び第4項、業務方法書（平成27年4月1日文部科学大臣変更認可）附則第2項並びに業務方法書（平成29

年1月27日文科科学大臣変更認可) 附則を除き, 「奨学金」とあるのは「貸与奨学金」と, 「奨学生」とあるのは「貸与奨学生」とし, 業務方法書(平成26年3月31日文科科学大臣変更認可) 附則第3項中の「令第5条第4項」とあるのは「令第5条第5項」とする。

- 9 変更後の業務方法書第24条の3, 第24条の4及び第24条の6から第24条の8までの規定は, 業務方法書(平成17年4月1日文科科学大臣認可) 附則第3項, 業務方法書(平成18年4月1日文科科学大臣認可) 附則第3項及び業務方法書(平成19年4月1日文科科学大臣認可) 附則第2項の規定により, なお従前の例によることとされ, 前項により読み替えられた貸与奨学金の返還について準用する。

附 則(平成29年4月21日文科科学大臣変更認可)

(施行日等)

- 1 この業務方法書は, 文科科学大臣の認可のあった日から施行し, 変更後の業務方法書第24条の3第3項, 第24条の6, 第24条の7及び第24条の8の規定は, 返還期日が平成29年5月以降の割賦金(第24条の3の適用を受けている割賦金を除く。)から適用する。

(経過措置)

- 2 変更後の業務方法書第24条の3, 第24条の6から第24条の8までの規定は, 業務方法書(平成17年4月1日文科科学大臣認可) 附則第3項, 業務方法書(平成18年4月1日文科科学大臣認可) 附則第3項及び業務方法書(平成19年4月1日文科科学大臣認可) 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる奨学金の返還について準用する。

附 則(平成29年7月18日文科科学大臣変更認可)

この業務方法書は, 文科科学大臣の認可のあった日から施行し, 変更後の第30条の15の2第1項から第4項までの規定は, 平成29年4月1日以降に給付奨学生として採用された者から適用する。

附 則(平成30年4月26日文科科学大臣変更認可)

この業務方法書は, 文科科学大臣の認可のあった日から施行し, 変更後の第35条の規定は, 平成30年度以降に新たに実施する海外留学支援制度(協定派遣)による支援について適用し, 平成29年度に開始した海外留学支援制度(協定派遣)による支援については, なお従前の例による。

附 則(平成30年5月11日文科科学大臣変更認可)

(施行日等)

- 1 この業務方法書は, 文科科学大臣の認可のあった日から施行し, 変更後の業務方法書第9条第1項の規定は, 平成30年4月1日以降に行う貸与奨学生に係る選考から, 別記第1から第12までの規定は, 平成30年4月1日以降に行う貸与奨学生に係る推薦から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日までの間に貸与奨学生として採用される者の推薦に係る業務方法書別記第5第1項, 第5第2項(第12条の2の適用を受ける者に限る。), 第6

第2項（第8条第7項の適用を受ける者に限る。）、第8第1項（第12条の2の適用を受ける者に限る。）、第8第2項、第9第2項（省令第23条第1項第4号の適用を受ける者に限る。）及び第9第3項（第8条第7項の適用を受ける者に限る。）の適用については、なお従前の例による。

3 平成31年3月31日までの間に貸与奨学生として採用される者の推薦に係る業務方法書別記第1から第12まで（前項に規定する者を除く。）の適用については、変更前の業務方法書当該別記に定める各項第2号の健康についての基準を除き、なお従前の例による。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に貸与奨学生として採用される者を対象として平成30年度に行う推薦に係る業務方法書別記第1第1項、第5第1項（省令第22条第1項第3号の適用を受ける者に限る。）、第5第2項、第6第2項、第7第1項、第8第1項、第8第2項及び第9の適用については、変更前の業務方法書当該別記に定める各項第2号の健康についての基準を除き、なお従前の例による。

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に貸与奨学生として採用される者を対象として平成31年度に行う推薦に係る業務方法書別記第5第1項、第5第2項（第12条の2の適用を受ける者に限る。）、第6第2項（第8条第7項の適用を受ける者に限る。）、第8第1項（第12条の2の適用を受ける者に限る。）、第8第2項、第9第2項（省令第23条第1項第4号の適用を受ける者に限る。）及び第9第3項（第8条第7項の適用を受ける者に限る。）の適用については、変更前の業務方法書当該別記に定める各項第2号の健康についての基準を除き、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月24日文科科学大臣変更認可）

（施行日等）

1 この業務方法書は、文科科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の第9条第2項、第11条第6項及び第17条の2第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 機構は、当分の間、この業務方法書による変更前の第39条に基づいて支給した助成金に係る事務処理を行うものとする。

附 則（令和2年3月31日文科科学大臣変更認可）

（施行期日）

1 この業務方法書は、令和2年4月1日から施行し、変更後の業務方法書第30条の5の2から第30条の9まで及び第30条の12の規定は、令和2年度以降に給付奨学生として採用される者に係る選考から適用する。

（経過措置）

2 大学等における修学の支援に関する法律附則第6条第1項に規定する旧学資支給金（以下この項及び次項において単に「旧学資支給金」という。）の支給を受ける

者が、同法の施行後引き続き旧学資支給金の支給を受ける場合における、変更前の業務方法書第30条の2から第30条の5の2までの規定及び第30条の12から第30条の20までの規定の適用については、なお従前の例によるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとされた旧学資支給金の支給に係る大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第50号）第1条による改正前の令第8条の2第4項の適用により加算される額については、この業務方法書の施行前に同項の適用を受けた者が改正前の令第8条の2第1項に規定する支給対象校に入学した場合であっても重ねて支給されないものとする。
- 4 変更後の業務方法書第4条の2の規定は、施行日前に第一種貸与奨学金の貸与奨学生として採用された者であって、第30条の10の適用を受けていないもの及び第2項の適用を受ける者については適用しないものとする。
- 5 令和2年度に給付奨学生として採用された者のうち独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第4号）附則第2項の適用を受け大学等在学中に選考されたものが行う在籍状況の届出（4月に実施するものに限る。）において、当該年度の通学形態の区分変更に伴い給付奨学金の月額を変更する場合は、変更後の業務方法書第30条の4第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合については当該各号に定める月に変更するものとする。
 - (1) 在籍状況の届出が変更事由発生日の属する月から3月以内であって、自宅通学から自宅外通学への区分変更を行うとき 変更事由発生日が属する月（変更事由発生日が平成31年度中の場合は令和2年4月）
 - (2) 在籍状況の届出が変更事由発生日の属する月から3月経過後であって、自宅通学から自宅外通学への区分変更を行うとき 当該届出があった日の属する月
 - (3) 自宅外通学から自宅通学への区分変更を行うとき 変更事由発生日の前日の属する月の翌月（変更事由発生日が平成31年度中の場合は令和2年4月）
 - (4) 在籍状況の届出を受けて機構が実施する確認に基づき、区分が自宅外通学から自宅通学へ更正されたとき 令和2年10月
- 6 令和2年4月1日において引き続き大学等に在学する者に係る省令第40条第1項第2号に掲げる場合における給付奨学生の採用については、第30条の8（第1項第1号及び第2号の規定を除く。）、第30条の8の2、第30条の10（第2項を除く。）及び前条の規定を準用する。この場合において、第30条の8第1項中「給付奨学金の支給」とあるのは「省令第40条第1項第2号に掲げる場合に給付奨学金の支給」と、「学長若しくは校長又は理事長」とあるのは「学長又は校長」と、「送信するものとする」とあるのは「送信するとともに、当該事由が発生した日から3月以内（当該事由が発生した日が平成31年1月1日から令和2年3月31日までである場合には、令和2年6月30日まで）に給付奨学金申請書を、理事長に対し、提出するものとする」と、同条第2項及び第3項中「第1号及び第3号」

とあるのは「第3号」と、第30条の10第1項中「第30条の9第1項の採用候補者がそれぞれ給付奨学金の支給に係る学校等に前条による決定後の直近の入学日（特別の場合は機構が別に定める期日）に入学し前条の進学届を提出したとき、又は第30条の8第1項第3号」とあるのは「第30条の8第1項第3号」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「第30条の9の規定により採用候補者となった者」とあるのは「給付奨学金の支給を受けようとする者」と読み替えるものとする

（延滞金の取扱いに関する経過措置）

- 7 施行日前の貸与契約により奨学金を返還している者の延滞金の取扱いについては、第19条第2項及び第21条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- (1) 平成17年4月1日前の貸与契約による第一種奨学金に係る延滞金の額は、延滞金賦課日ごとに、その6月について延滞金賦課日が令和2年3月31日までに該当するときは2.5パーセント、令和2年4月1日以降に該当するときは1.5パーセントの割合を乗じて計算した額の合計額とする。ただし、平成10年3月以降貸与が終了した第一種奨学金及び口座振替の方法による返還の手続を行った第一種奨学金に係る延滞金の額は、機構が定めるところによるものとする。
 - (2) 平成17年4月1日以降の貸与契約による第一種奨学金及び第二種奨学金に係る延滞金の額は、その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、令和2年3月31日までは年（365日当たり）5パーセント、令和2年4月1日以降は年（365日当たり）3パーセントの割合を乗じて計算した額の合計額とする。ただし、平成10年3月以降貸与が終了した奨学金及び口座振替の方法による返還の手続を行った奨学金に係る延滞金の額は、機構が定めるところによるものとする。
 - (3) 令第5条第5項による機構の請求があったにもかかわらず、要返還者等が機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額（利息を除く。）の全部につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、前2号中「割賦金」とあるのは「返還未済額の全部」と読み替えるものとする。

附 則（令和2年9月10日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書附則第6条第1項の規定は、令和2年5月19日から、同条第2項から第4項までの規定は、令和2年7月1日から、同条第5項の規定は、令和2年6月1日から適用する。

附 則（令和2年11月25日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書第30条の18第2項及び附則第6条第2項の規定は、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和 3 年 1 月 21 日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の附則第 6 条第 5 項から第 7 項までの規定は令和 2 年 12 月 11 日から、附則第 7 条の規定は令和 2 年 6 月 19 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 9 日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の第 30 条の 11 及び第 35 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 7 月 5 日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書附則第 6 条第 2 項及び第 4 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から、同条第 8 項の規定は、令和 3 年 6 月から 8 月までに第二種奨学生として採用される者に適用する。

（経過措置）

- 2 変更前の業務方法書附則第 6 条第 2 項に規定する緊急特別無利子貸与型奨学金に係る同項の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 2 月 18 日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、次項に規定する緊急給付金の支給については、令和 3 年 12 月 20 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 3 年度において、機構は法第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の業務として、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的理由により修学が困難となった者に対して、緊急給付金の支給を行うものとする。
- 3 第 14 条第 1 号から第 5 号までの規定にかかわらず、貸与を受けている第一種奨学金について令第 8 条第 1 項の認定を受けようとする者（附則第 6 条第 6 項の適用を受けた者を含む。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により当該奨学金の貸与期間終了までの間に省令第 36 条に定める業績を上げることが困難となったときは、機構は、当該奨学生の申請に基づき、令和 5 年 3 月を限度として 1 年の範囲内で当該奨学金の貸与の終期を延長することができる。ただし、その間の当該奨学金の交付は休止するものとする。

附 則（令和 4 年 5 月 13 日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、次項及び第 3 項に係る貸与奨学金の採用については、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 機構は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に採用した第二種奨学生（新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入の減少等のため修

学の継続に困難があると認められた者に限る。)に貸与する貸与奨学金(以下次項及び第4項において「緊急特別無利子貸与型奨学金」という。)に賦課される利息については、当該第二種奨学生から徴収しないものとし、緊急特別無利子貸与型奨学金に要する資金に充てるために借入れた財政融資資金からの借入金又は発行した日本学生支援債券に係る利息については国費により補填するものとする。

- 3 第一種奨学金に併せて緊急特別無利子貸与型奨学金の貸与を受けようとする者に係る選考のうち、当該第一種奨学金に係る部分は省令第21条第2項各号に掲げる基準及び方法により行い、当該緊急特別無利子貸与型奨学金に係る部分は同令第22条第2項各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。
- 4 緊急特別無利子貸与型奨学金の貸与の終期は、令和5年3月とする。

附 則 (令和5年3月30日文部科学大臣変更認可)

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の業務方法書の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年9月4日文部科学大臣変更認可)

(施行日等)

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日又は時から適用する。
 - (1) 第4条第2項、第3項、第4項、第9条第5項、第30条の3第2項、第30条の6第2項、第30条の10第1項及び第30条の12第1項の規定 令和4年8月31日
 - (2) 第8条第3項、第5項、第11条第1項第3号及び第30条の19の規定並びに別記第4第1項第2号ウ、第5第1項第2号オ、第6第1項第2号ウ、第10第1項第2号ウ、第11第1項第2号エ及び第12第1項第2号ウの規定 令和5年4月1日
 - (3) 第26条第2項の規定 令和5年4月1日以降の貸与奨学生に係る採用の時
 - (4) 第4条第6項、第7項、第9条第3項、第30条の5の規定並びに別記第1第1項第2号イ、第2項第2号オ、第3第2号ウ、第4第1項第2号イ、第2項第2号カ、第6第1項第2号イ、第2項第2号カ、第10第1項第2号ア、イ、第2項第2号オ、第12第1項第2号ア、イ、第2項第2号オ、第14の規定並びに別表第1、第1の2及び第2の規定 令和6年度以降に採用される者に係る選考の時

(経過措置)

- 2 第14条第1号から第5号までの規定にかかわらず、貸与を受けている第一種奨学金について令第8条第1項の認定を受けようとする者(ただし、附則第6条第6項の適用を受けた者は除く。)が、新型コロナウイルス感染症の影響により当該奨学金の貸与期間終了までの間に省令第36条に定める業績を挙げることが困難となったときは、機構は、当該奨学生の申請に基づき、令和6年3月を限度として1年の範囲内で当該奨学金の貸与の終期を延長することができる。ただし、その

間の当該奨学金の交付は休止するものとする。

- 3 令和5年度までに採用される者の選考に係る変更前の業務方法書別表第3及び第4の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月8日文部科学大臣変更認可）

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、変更後の第14条の規定は、令和5年11月24日から、第31条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月22日文部科学大臣変更認可）

（施行期日）

- 1 この業務方法書は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から変更前の業務方法書第34条第3号に規定する海外留学支援制度により既に支援を受けている者の給付内容については、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月11日文部科学大臣変更認可）

（施行日等）

- 1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものから適用する。

- (1) 第4条第5項、第5条の2、第9条第3項、第15条、第17条の2、第18条及び第18条の2の規定 令和5年度以前に省令第20条に定める給付奨学生認定又は大学等の修学の支援に関する法律施行規則第9条に定める授業料等減免対象者としての認定の認定を受けたことがある者であって令和6年4月以降に大学院（外国の大学院を除く。以下この項について同じ。）に入学し採用される者又は令和6年9月以降に入学し採用される者に係る選考

- (2) 大学院に係る第11条の2及び別表第1の規定 令和7年4月1日以降に大学院に入学する者であって、当該大学院で奨学生として採用されるものに係る選考

- (3) 第24条の6、第24条の7、第24条の8及び別表第2の規定 令和6年4月4日以降に承認される減額返還

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日において改正前の業務方法書第30条の20第1項の届出が行われていない者のうち、その給付奨学金の終期が次年度以降であるものは、同日において同項の届出が行われたものとみなす。

- 3 この業務方法書の適用日前に留学を開始し、省令第21条第1項第5号及び第23条第1項第5号に該当する者のうち、外国の大学等で第34条第2号に規定する海外留学支援制度（協定派遣）の令和5年度から奨学金等の給付を受けるものを対象とした第一種奨学金の貸与を受けようとするもの及び省令第22条第1項第6号に該当する者のうち、外国の大学等に留学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとするもので、令和5年度中に採用候補者に決定したものの変更前の業務方法書第8条第1

項, 同条第 8 項, 第13条第 1 項, 第14条第 4 号, 同条第 7 号, 同条第 8 号及び第30条の 2 の規定の適用については, なお従前の例による。

- 4 令和 5 年度以前に省令第20条に定める給付奨学生認定又は大学等の修学の支援に関する法律施行規則第 9 条に定める授業料等減免対象者としての認定の認定を受けたことがある者であって令和 6 年 4 月以降に入学し採用される者のうち機構の認めたものに係る令和 6 年度における授業料後払い制度の選考は, 別記第 7 の基準を満たすものとみなす。

- 5 令和 6 年度に, 緊急採用の必要な者として大学院の貸与奨学生として採用される者に係る第14条の適用については, なお従前の例による。

附 則 (令和 6 年12月25日文部科学大臣変更認可)

この業務方法書は, 文部科学大臣の認可のあった日から施行し, 変更後の第18条の 3 及び第30条の10の規定は, 令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 7 年 3 月24日文部科学大臣変更認可)

この業務方法書は, 文部科学大臣の認可のあった日から施行し, 変更後の第46条第 2 項の規定は, 令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 7 年 9 月 9 日文部科学大臣変更認可)

(施行日等)

- 1 この業務方法書は, 文部科学大臣の認可のあった日から施行し, 令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年度までに採用される者の推薦及び選考に係る業務方法書別記第 1 から第 12 及び別記第 15 において, 「人物について」の項に定める規定の適用は, なお従前の例による。

別記

第1 省令第21条第1項第1号及び第5号の高等専門学校に係る推薦基準

1 省令第21条第1項第1号の場合

(1) 学力及び資質について

次のいずれかに該当すること。

ア 中学校の第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、履修科目について平均した値が3.5以上であって、特に優れた知的素質を有し、高等専門学校へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

イ 経済的理由により極めて修学に困難がある者（次のいずれかに該当する者をいう。以下次項、第3、第4、第6、第10及び第12において同じ。）であって、省令第23条の2第2項第1号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

（ア）生計維持者の貸与額算定基準額が0円である者

（イ）生計維持者が生活保護法第11条第1項各号に掲げるいずれかの扶助を受けている者

（ウ）社会的養護を必要とする者（令第8条の2第2項に規定する「満18歳となる日の前日において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者」（この者については、第30条の5第3号中「第30条の8に規定する給付奨学金」とあるのを、「第11条に規定する貸与奨学金」と読み替えたものとする。）をいう。）

2 省令第21条第1項第5号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 高等専門学校の第1学年に在学する者について

中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上であること又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学科の平均水準以上であること。

ただし、中学校における学習成績が3.5未満又は高等専門学校における学習成績が平均水準に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

イ 高等専門学校の第2学年以上に在学する者について

高等学校における最終2か年の学習成績の評定を全教科について平均した値が3.5以上であること、認定試験合格者であること又は高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上であること。

ただし、高等学校における学習成績が3.5未満又は高等専門学校における学

習成績が平均水準に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

ウ 高等専門学校専攻科に在学する者について

専攻科の第1学年に在学する者にあつては、当該出身学校の学習成績及び専攻科の入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する学科において平均水準以上であること。専攻科の第2学年以上に在学する者にあつては、専攻科における前学年の学習成績が、本人の属する学科において平均水準以上であること。

ただし、本人の属する学科の平均水準に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

エ 緊急採用の必要な者について

アからウまでの規定にかかわらず、高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

オ 経済的理由により極めて修学に困難がある者について

アからウまでの規定にかかわらず、高等専門学校及び高等専門学校専攻科の第1学年に在学する者にあつては、省令第23条の2第2項第2号、高等専門学校及び高等専門学校専攻科の第2学年以上に在学する者にあつては、同条同項第3号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

第2 省令第22条第1項第1号及び第6号の高等専門学校に係る推薦基準

(1) 学力及び資質について

次のいずれかに該当すること。

ア 高等専門学校における学習成績（編入学した者（認定試験合格者を除く。）

にあつては高等学校の学習成績及び編入学試験等を総合判定したもの、専攻科にあつては、当該出身学校の学習成績及び専攻科の入学試験の成績等を総合判定したもの）が本人の属する学科において平均水準以上と認められること。

イ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

ウ 高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

エ 認定試験合格者においては、上記ア、イ又はウに準ずると認められること。

第3 省令第23条第1項第5号の高等専門学校に係る推薦基準

(1) 学力及び資質について

ア 高等学校における最終2か年の学習成績の評定を全教科について平均した値が3.5以上であること、認定試験合格者であること又は高等専門学校における学習成績（専攻科の第1学年に在学する者にあつては、当該出身学校の学習成績及び専攻科入学試験の成績等を総合判定したもの。専攻科の第2学年以上に在学する者にあつては、専攻科における前学年の学習成績。）が本人の

属する学科において平均水準以上と認められること。

ただし、高等専門学校における学習成績（専攻科にあっては、当該出身学校の学習成績及び専攻科入学試験の成績等を総合判定したもの）が平均水準に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

イ 緊急採用の必要な者について

アにかかわらず、高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

ウ 経済的理由により極めて修学に困難がある者について

アの規定にかかわらず、高等専門学校及び高等専門学校専攻科の第1学年に在学する者にあつては、省令第23条の2第2項第2号、高等専門学校及び高等専門学校専攻科の第2学年以上に在学する者にあつては、同条同項第3号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

第4 省令第21条第1項第2号及び第5号の大学に係る推薦基準

1 省令第21条第1項第2号の場合

(1) 学力及び資質について

次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校の第1学年から申込時まで（高等専門学校においては第4学年及び第5学年を含まない。）の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上であつて、大学へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

イ 経済的理由により極めて修学に困難がある者であつて、省令第23条の2第2項第1号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

2 省令第21条第1項第5号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 大学の1年次に在学する者について

高等学校又は専修学校の高等課程の最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上（通信による教育を受ける者のうち大学設置基準第25条第1項の方法による面接授業を受講し、必要とする単位を修得するもの（以下「スクーリング」という。）については3.2以上）であるか又は認定試験合格者であること、かつ、大学における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内であること。

ただし、高等学校又は専修学校の高等課程の学習成績が3.5未満又は大学における学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1に達しない場合であ

っても別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

イ 大学の2年次以上に在学する者について

高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内（スクーリングにおいては平均水準以上）であること。

ただし、高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

ウ 大学専攻科に在学する者について

専攻科の第1学年に在学する者にあつては、当該出身学校の学習成績及び専攻科の入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する学部（科）の上位3分の1以内であること。専攻科の第2学年以上に在学する者にあつては、専攻科における前学年の学習成績が、本人の属する学部（科）の上位3分の1以内であること。

ただし、本人の属する学部（科）の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

エ 大学別科に在学する者について

（ア）別科の第1学年に在学する者について

最終学歴が高等学校若しくは専修学校の高等課程である者にあつては当該学校の最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上であること又は認定試験合格者であること、かつ、別科における学習成績の結果が判明している者にあつては、その学習成績が本人の属する別科の上位3分の1以内であること。その他の者にあつては、最終学歴の学校における学習成績及び別科の入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する別科の上位3分の1以内であること。

ただし、高等学校又は専修学校の高等課程の学習成績が3.5未満又は別科における学習成績が本人の属する別科の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

（イ）別科の第2学年に在学する者について

別科における前学年の学習成績が、本人の属する別科の上位3分の1以内であること。

ただし、本人の属する別科の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

オ 緊急採用の必要な者について

アからエまでの規定にかかわらず、大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

カ 経済的理由により極めて修学に困難がある者について

アからエまでの規定にかかわらず、大学の1年次、大学専攻科及び別科の第1学年に在学する者にあつては、省令第23条の2第2項第2号、大学の2年次、大学専攻科及び別科の第2学年以上に在学する者にあつては、同条同項第3号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

第5 省令第22条第1項第2号、第3号及び第6号の大学に係る推薦基準

1 省令第22条第1項第2号及び第3号の場合

(1) 学力及び資質について

次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校又は専修学校の高等課程における第1学年から申込時までの学習成績が当該出身学校において平均水準以上と認められること。

イ 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程における第1学年から申込時までの学習成績が当該出身学校において平均水準以上と認められること。（省令第22条第1項第2号の場合を除く。）

ウ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

エ 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

2 省令第22条第1項第6号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 大学の1年次に在学する者について

次のいずれかに該当すること。

(ア) 高等学校又は専修学校の高等課程における最終2か年の学習成績が、当該出身学校において平均水準以上と認められること。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

(エ) 認定試験合格者においては、上記（ア）、（イ）又は（ウ）に準ずると認められること。

イ 大学の2年次以上に在学する者について

次のいずれかに該当すること。

(ア) 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学部（科）の平均水準以上と認められること。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

ウ 大学専攻科に在学する者について

次のいずれかに該当すること。

(ア) 専攻科の第1学年に在学する者にあつては、当該出身学校の学習成績及び専攻科入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する学部（科）において平均水準以上と認められること。専攻科の第2学年に在学する者にあつては、前学年の学習成績が、本人の属する学部（科）において平均水準以上と認められること。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

エ 別科の第1学年に在学する者について

次のいずれかに該当すること。

(ア) 最終学歴が高等学校又は専修学校の高等課程であるものにあつては当該学校における最終2ヵ年の学習成績が平均水準以上であると認められること、その他の者にあつては最終学歴の学校における学習成績及び別科入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する別科において平均水準以上と認められること。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(ウ) における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

(エ) 認定試験合格者においては、上記（ア）、（イ）又は（ウ）に準ずると認められること。

オ 別科の第2学年に在学する者について

次のいずれかに該当すること。

(ア) 別科における前学年の学習成績が、本人の属する別科において平均水準以上と認められること。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

第6 省令第23条第1項第2号及び第5号の大学に係る推薦基準

1 省令第23条第1項第2号の場合

(1) 学力及び資質について

次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校第1学年から申込時まで（高等専門学校においては第4学年及び第5学年を含まない。）の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上であつて、大学へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

イ 経済的理由により極めて修学に困難がある者であつて、省令第23条の2第2項第1号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優

れていると認められること。

2 省令第23条第1項第5号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 大学の1年次に在学する者について

高等学校又は専修学校の高等課程の最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上（スクーリングにおいては3.2以上）であるか又は認定試験合格者であって、かつ、大学における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内であること。

ただし、高等学校又は専修学校の高等課程の学習成績が3.5未満又は大学における学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1に達しない場合であっても別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

イ 大学の2年次以上に在学する者について

高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内（スクーリングにおいては平均水準以上）であること。

ただし、高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

ウ 大学専攻科に在学する者について

専攻科の第1学年に在学する者にあつては、当該出身校の学習成績及び専攻科の入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する学部（科）の上位3分の1以内であること。専攻科の第2学年以上に在学する者にあつては専攻科における前学年の学習成績が、本人の属する学部（科）の上位3分の1以内であること。

ただし、本人の属する学部（科）の上位3分の1に達しない場合であっても別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

エ 大学別科に在学する者について

(ア) 別科の第1学年に在学する者について

最終学歴が高等学校若しくは専修学校の高等課程である者にあつては当該学校の最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上であること又は認定試験合格者であること、かつ、別科における学習成績の結果が判明している者にあつては、その学習成績が本人の属する別科の上位3分の1以内であること。その他の者にあつては、最終学歴の学校における学習成績及び別科の入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する別科の上位3分の1以内であること。

ただし、高等学校又は専修学校の高等課程の学習成績が3.5未満又は別科における学習成績が本人の属する別科の上位3分の1に達しない場合であつ

ても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

(イ) 別科の第2学年に在学する者について

別科における前学年の学習成績が、本人の属する別科の上位3分の1以内であること。

ただし、本人の属する別科の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

オ 緊急採用の必要な者について

アからエまでの規定にかかわらず、大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

カ 経済的理由により極めて修学に困難がある者について

アからエまでの規定にかかわらず、大学の1年次、大学専攻科及び別科の第1学年に在学する者にあつては、省令第23条の2第2項第2号、大学の2年次、大学専攻科の第2学年以上及び別科の第2学年に在学する者にあつては、同条同項第3号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

第7 省令第21条第1項第3号から第5号までの大学院に係る推薦基準

1 省令第21条第1項第3号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 修士課程（博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。以下同じ。）及び専門職大学院の課程に入学したとき第一種奨学金の貸与を受けようとする者について

大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績及び大学院の入学試験の成績等により判定し、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

イ 博士課程に入学したとき第一種奨学金の貸与を受けようとする者について

大学・大学院の学習成績及び博士課程の入学試験の成績等により判定し、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。

2 省令第21条第1項第4号の場合

(1) 学力及び資質について

大学院学位取得型における支給要件を満たしている者であること。

3 省令第21条第1項第5号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 修士課程及び専門職大学院の課程に在学する者について

大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績及び大学

院の入学試験等の成績により判定し、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

イ 博士課程に在学する者について

大学・大学院の学習成績及び博士課程の入学試験の成績等により判定し、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。

ウ 緊急採用の必要な者について

ア・イにかかわらず、大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

第8 省令第22条第1項第4号から第6号までの大学院に係る推薦基準

1 省令第22条第1項第4号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 修士課程及び専門職大学院の課程に入学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとする者について

次のいずれかに該当すること。

(ア) 大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績及び大学院の入学試験の成績等により判定し、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

(イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

イ 博士課程に入学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとする者について
次のいずれかに該当すること。

(ア) 大学・大学院の学習成績及び博士課程の入学試験の成績等により判定し、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。

(イ) 博士課程における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

2 省令第22条第1項第5号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 修士課程及び専門職大学院の課程に入学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとする者について

次のいずれかに該当すること。

(ア) 大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は外国の大学の学習成績及

び大学院の入学試験の成績等により判定し、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

(イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

イ 博士課程に入学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとする者について次のいずれかに該当すること。

(ア) 大学・大学院の学習成績及び博士課程の入学試験の成績等により判定し、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。

(イ) 博士課程における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

3 省令第22条第1項第6号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 修士課程及び専門職大学院の課程に在学する者について次のいずれかに該当すること。

(ア) 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績及び大学院の入学試験の成績等により判定し、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

(イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

イ 博士課程に在学する者について次のいずれかに該当すること。

(ア) 大学・大学院の学習成績及び博士課程の入学試験の成績等により判定し、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。

(イ) 博士課程における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

第9 省令第23条第1項第3号から第5号までの大学院に係る推薦基準

1 省令第23条第1項第3号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 修士課程及び専門職大学院の課程に入学したとき第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けようとする者について
大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績及び大学院の入学

試験の成績等により判定し、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

イ 博士課程に入学したとき第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けようとする者について

大学・大学院の学習成績及び博士課程の入学試験の成績等により判定し、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。

2 省令第23条第1項第4号の場合

(1) 学力及び資質について

大学院学位取得型における支給要件を満たしている者であること。

3 省令第23条第1項第5号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 修士課程及び専門職大学院の課程に在学する者について

大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績及び大学院の入学試験の成績等により判定し、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

イ 博士課程に在学する者について

大学・大学院の学習成績及び博士課程の入学試験の成績等により判定し、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。

ウ 緊急採用の必要な者について

ア・イにかかわらず、大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

第10 省令第21条第1項第2号及び第5号の専修学校に係る推薦基準

1 省令第21条第1項第2号の場合

(1) 学力及び資質について

次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校又は専修学校の高等課程第1学年から申込時までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上であって、専修学校の専門課程へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

イ 経済的理由により極めて修学に困難がある者であって、省令第23条の2第2項第1号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

2 省令第21条第1項第5号の場合

(1) 人物について

1 の(1)と同じ。

(2) 学力及び素質について

ア 専門課程の1年次に在学する者について

高等学校又は専修学校の高等課程の最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.2以上であること又は認定試験合格者であること。

ただし、高等学校又は専修学校の高等課程における学習成績が3.2未満であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

イ 専門課程の2年次以上に在学する者について

専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学科の上位3分の1以内（通信による教育を受ける者のうち専修学校設置基準第29条の対面授業を受講し、必要とする単位を修得するもの（以下「専修学校スクーリング」という。）においては平均水準以上）であること。

ただし、専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学科の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

ウ 専修学校の専門課程の上級学科に在学する者について

上級学科の第1学年に在学する者にあつては、専修学校の専門課程の学習成績及び上級学科の入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する学科の上位3分の1以内であること。上級学科の第2学年に在学する者にあつては、上級学科における前学年の学習成績が、本人の属する学科の上位3分の1以内であること。

ただし、本人の属する学科の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

エ 緊急採用の必要な者について

アからウまでの規定にかかわらず、専修学校における勉学又は学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

オ 経済的理由により極めて修学に困難がある者について

アからウまでの規定にかかわらず、専修学校の専門課程の1年次及び専修学校の専門課程の上級学科の第1学年に在学する者にあつては、省令第23条の2第2項第2号、専修学校の専門課程の2年次以上及び専修学校の専門課程の上級学科の第2学年に在学する者にあつては、同条同項第3号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

第11 省令第22条第1項第2号及び第6号の専修学校に係る推薦基準

1 省令第22条第1項第2号の場合

(1) 学力及び資質について

次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校又は専修学校の高等課程における最終2か年の学習成績が、当該出身学校におけるその者の属した学年の平均水準以上と認められること。

イ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

ウ 専修学校の専門課程における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

2 省令第22条第1項第6号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 専門課程の1年次に在学する者について

次のいずれかに該当すること。

(ア) 高等学校又は専修学校の高等課程における最終2か年の学習成績が、当該出身学校におけるその者の属した学年の平均水準以上と認められること。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(ウ) 専修学校の専門課程における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

(エ) 認定試験合格者であって、上記(ア)、(イ)又は(ウ)に準ずると認められること。

イ 専門課程の2年次以上に在学する者について

次のいずれかに該当すること。

(ア) 専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学科の平均水準以上と認められること。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(ウ) 専修学校の専門課程における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

ウ 専修学校の専門課程の上級学科に在学する者について

上級学科の第1学年に在学する者にあつては、専修学校の専門課程の学習成績及び上級学科の入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する学科の平均水準以上と認められること、特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること又は専修学校の専門課程における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。上級学科の第2学年に在学する者にあつては上級学科における前学年の学習成績が本人の属する学科の平均水準以上と認められること、特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること又は専修学校の専門課程における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

第12 省令第23条第1項第2号及び第5号の専修学校に係る推薦基準

1 省令第23条第1項第2号の場合

(1) 学力及び資質について

次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校又は専修学校の高等課程の第1学年から申込時までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上であって、専修学校の専門課程へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

イ 経済的理由により極めて修学に困難がある者であって、省令第23条の2第2項第1号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

2 省令第23条第1項第5号の場合

(1) 学力及び資質について

ア 専門課程の1年次に在学する者について

高等学校又は専修学校の高等課程の最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.2以上であること又は認定試験合格者であること。

ただし、高等学校若しくは専修学校の高等課程における学習成績が3.2未満であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

イ 専門課程の2年次以上に在学する者について

専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学科の上位3分の1以内（専修学校スクーリングにおいては平均水準以上）であること。

ただし、専修学校の専門課程における学習成績が本人の属する学科の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

ウ 専修学校の専門課程の上級学科に在学する者について

上級学科の第1学年に在学する者にあつては、専修学校の専門課程の学習成績及び上級学科の入学試験の成績等を総合判定し、本人の属する学科の上位3分の1以内であること。上級学科の第2学年に在学する者にあつては、上級学科における前学年の学習成績が本人の属する学科の3分の1以内であること。

ただし、本人の属する学科の上位3分の1に達しない場合であっても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

エ 緊急採用の必要な者について

アからウまでの規定にかかわらず、専修学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

オ 経済的理由により極めて修学に困難がある者について

アからウまでの規定にかかわらず、専修学校の専門課程の1年次及び専修学校の専門課程の上級学科の第1学年に在学する者にあつては、省令第23条の2

第2項第2号、専修学校の専門課程の2年次以上及び専修学校の専門課程の上級学科の第2学年に在学する者にあつては、同条同項第3号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

第13 省令第21条第1項第2号の認定試験合格者又は新たに認定試験合格者となることが見込まれる者についての基準

次の各号のいずれかに該当すること。

- 1 認定試験合格者（高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号。以下「試験規則」という。）第8条第1項に規定する認定試験合格者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。）をいう。以下同じ。）のうち、試験規則第3条の規定により高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となった年度（次号において「認定試験受験資格取得年度」という。）の初日から認定試験合格者となった日までの期間が5年を経過していない者であつて、認定試験合格者となった日の属する年度の末日から奨学金の申込みの日（第11条又は第30条の8に掲げる手続きをした日をいう。以下本条において同じ。）までの期間が2年を経過していないもの
- 2 認定試験合格者のうち、認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となった日までの期間が5年を経過した者であつて、当該5年を経過した日の属する年度以降も試験規則第6条の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験（知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が定めるものを含む。）を毎年度受験しているものであつて、認定試験合格者となった日の属する年度の末日から奨学金の申込みの日までの期間が2年を経過していないもの
- 3 認定試験合格者でない者のうち、認定試験受験資格取得年度の初日から奨学金の申込みの日までの期間が5年を経過していないもの
- 4 認定試験合格者でない者のうち、認定試験受験資格取得年度の初日から奨学金の申込みの日までの期間が5年を経過した者であつて、当該5年を経過した日の属する年度以降も試験規則第6条の規定に基づき、当該申込みの日の属する年度まで、高等学校卒業程度認定試験を毎年度受験しているもの

第14 省令第21条第1項第6号、第22条第1項第7号及び第23条第1項第6号の外国の大学又は大学院の学生についての基準

- 1 省令第21条第1項第6号又は省令第23条第1項第6号の場合
大学院学位取得型における支給要件を満たしているもの
- 2 省令第22条第1項第7号の場合
在籍の目的が学士号、修士号又は博士号の学位若しくはそれに相当する学位取得であるもの

第15 別記第1から第12までにに基づき推薦された者に係る選考基準

1 別記第1に基づき推薦された者に係る選考基準

(1) 省令第21条第1項第1号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

(2) 省令第21条第1項第5号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

(1)のイと同じ。

2 別記第2に基づき推薦された者に係る選考基準

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

3 別記第3に基づき推薦された者に係る選考基準

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

4 別記第4に基づき推薦された者に係る選考基準

(1) 省令第21条第1項第2号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

(2) 省令第21条第1項第5号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

(1)のイと同じ。

5 別記第5に基づき推薦された者に係る選考基準

(1) 省令第22条第1項第2号及び第3号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

(2) 省令第22条第1項第6号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の困難について

(1)のイと同じ。

6 別記第6に基づき推薦された者に係る選考基準

(1) 省令第23条第1項第2号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

(2) 省令第23条第1項第5号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

(1)のイと同じ。

7 別記第7に基づき推薦された者に係る選考基準

(1) 省令第21条第1項第3号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額（収入基準額超過の許容範囲を含む。）以下であること。

(2) 省令第21条第1項第4号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

(1)のイと同じ。

(3) 省令第21条第1項第5号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

(1)のイと同じ。

8 別記第8に基づき推薦された者に係る選考基準

(1) 省令第22条第1項第4号及び第6号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

- イ 経済的理由による修学上の困難について
貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。
- (2) 省令第22条第1項第5号の場合
 - ア 学力及び資質について
推薦基準と同じ。
 - イ 経済的理由による修学上の困難について
(1)のイと同じ。
- 9 別記第9に基づき推薦された者に係る選考基準
 - (1) 省令第23条第1項第3号の場合
 - ア 学力及び資質について
推薦基準と同じ。
 - イ 経済的理由による修学上の著しい困難について
貸与額算定基準額が、別表第1の収入基準額以下であること。
 - (2) 省令第23条第1項第4号の場合
 - ア 学力及び資質について
推薦基準と同じ。
 - イ 経済的理由による修学上の著しい困難について
(1)のイと同じ。
 - (3) 省令第23条第1項第5号の場合
 - ア 学力及び資質について
推薦基準と同じ。
 - イ 経済的理由による修学上の著しい困難について
(1)のイと同じ。
- 10 別記第10に基づき推薦された者に係る選考基準
 - (1) 省令第21条第1項第2号の場合
 - ア 学力及び資質について
推薦基準と同じ。
 - イ 経済的理由による修学上の著しい困難について
貸与額算定基準額が、別表第1の収入基準額以下であること又は経済的理由により極めて修学に困難がある者であること。
 - (2) 省令第21条第1項第5号の場合
 - ア 学力及び資質について
推薦基準と同じ。
 - イ 経済的理由による修学上の著しい困難について
(1)のイと同じ。
- 11 別記第11に基づき推薦された者に係る選考基準
 - (1) 省令第22条第1項第2号の場合
 - ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の困難について

貸与額算定基準額が、別表第1の収入基準額以下であること。

(2) 省令第22条第1項第6号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の困難について

(1)のイと同じ。

12 別記第12に基づき推薦された者に係る選考基準

(1) 省令第23条第1項第2号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

(2) 省令第23条第1項第5号の場合

ア 学力及び資質について

推薦基準と同じ。

イ 経済的理由による修学上の著しい困難について

(1)のイと同じ。

第16 認定試験合格者等に係る選考基準

1 省令第21条第1項第2号の場合

(1) 学力及び資質について

次のいずれかの基準（別記第13第2号又は第4号に該当する者については、イの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

ア 認定試験合格者であること。

イ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが文書等により確認できること。

(2) 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

2 省令第22条第1項第2号の場合

(1) 学力及び資質について

1 (1)に同じ。

(2) 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

3 省令第23条第1項第2号の場合

(1) 学力及び資質について

1 (1)に同じ。

(2) 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

第17 外国の大学又は大学院の学生に係る選考基準

1 省令第21条第1項第6号の場合

(1) 学力及び資質について

大学院学位取得型における支給要件を満たしている者であること。

(2) 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額（収入基準額超過の許容範囲を含む。）以下であること。

2 省令第22条第1項第7号の場合

(1) 学力及び資質について

貸与奨学金の申込み時点において、学業成績の判定により成績不振のため卒業又は修了予定期の延期が確定している者（当該卒業又は修了予定期の延期が確定した後の学業成績の判定により延期後の卒業又は修了予定期に卒業又は修了できる見込みがある者を除く。）でなく、特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること又は外国の大学又は大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

(2) 経済的理由による修学上の困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

3 省令第23条第1項第6号の場合

(1) 学力及び資質について

大学院学位取得型における支給要件を満たしている者であること。

(2) 経済的理由による修学上の著しい困難について

貸与額算定基準額が別表第1の収入基準額以下であること。

別表第 1

項	区分	収入基準額（備考 1 関係）
省令第21条第 2 項第 2 号		189,400円
省令第21条第 2 項第 3 号	修士課程及び専門職大学院の課程 （別記第14第 7 項第 1 号ウの収入基準額超過の許容範囲の額）	66,400円 （97,800円）
	博士課程 （別記第14第 7 項第 1 号ウの収入基準額超過の許容範囲の額）	80,100円 （118,600円）
省令第22条第 2 項第 2 号	月額第二種奨学金のみの場合	381,500円
	令第 2 条第 3 項により入学又は留学した月の月額に加算する場合	75,000円
省令第22条第 2 項第 3 号	月額第二種奨学金のみの場合	155,300円
	修士課程及び専門職大学院の課程	
	博士課程	229,800円
	令第 2 条第 3 項により入学又は留学した月の月額に加算する場合	0円
省令第23条第 2 項第 2 号	一時金額第二種奨学金併用の場合	75,000円
	月額第二種奨学金併用の場合	164,600円
	令第 2 条第 3 項により入学又は留学した月の月額に加算する場合	75,000円
省令第23条第 2 項第 3 号	一時金額第二種奨学金併用の場合	0円
	月額第二種奨学金併用の場合	61,600円
	博士課程	66,400円
	令第 2 条第 3 項により入学又は留学した月の月額に加算する場合	0円

備考

- 1 省令第21条第 2 項第 2 号、第 3 号、第22条第 2 項第 2 号、第 3 号、第23条第 2 項第 2 号及び第 3 号の項において収入の年額とは、第 4 条第 8 項において定める貸与

額算定基準額をいう。

- 2 省令第22条第2項第2号及び第3号並びに第23条第2項第2号及び第3号の場合（収入基準額（備考1関係）75,000円又は0円の項に限る。）においては、上記の収入基準額を超える者についても、別に定めるところによりこの条件を満たすものとみなすことができる。

別表第1の2

項	区分	第4条第8項第3号に定める額
省令第21条第2項第2号、第22条第2項第2号、第23条第2項第2号	生計維持者の扶養する子が2人を超えるもの	2人を超えるもの1人につき4万円
	生計維持者が父母のうちいずれか一方のみであるもの、又は生計維持者が一名のみであって地方税法第292条第1項第11号に定める寡婦又は同条同項第12号に定めるひとり親であるもの	4万円
	貸与を受ける者が在籍している学校が私立であって、令第1条第1項表中に定める「自宅外通学するとき」に該当するもの	2万2千円

別表第2（第24条第1項、第24条の3第1項及び第30条の16関係）

返還期限の猶予及び減額返還における控除額

特別の事情	控除額
A 要返還者が傷病により6月以上の治療を受けていること。	当該治療にかかる医療費の自己負担額として支出した年間金額。ただし、96万円を限度とする。
B 扶養する者が傷病により2週間以上の治療を受けており、その医療費の自己負担額の一部又は全部を要返還者が負担していること。	当該負担額の年間金額。ただし、被扶養者1人あたり96万円を限度とする。

C 扶養する者がいること。	扶養する者1人あたり38万円とする。
D 父母（C欄の適用を受ける者を除く。）に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし、38万円を限度とする。父と母が別居している場合は76万円を限度とする。
E 2親等以内の親族（C欄の適用を受ける者並びに父母、配偶者及び子を除き、兄弟姉妹は就学者に限る。）に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし、38万円を限度とする。
F 第24条の3第1項の減額返還の願い出をすること。	子を3人以上扶養する者は300万円、子を2人扶養する者は200万円、それ以外の者は100万円とする。

備考

- 1 D欄において、要返還者が経済的援助を行っている父母と同居している場合で、当該父又は母のいずれかの年間収入金額が150万円（給与所得者以外は年間所得金額が100万円。以下同じ。）を超えているときは、控除額を0円とする。また、要返還者が経済的援助を行っている父母と別居している場合で、父又は母のいずれかの年間収入金額が230万円（給与所得者以外は年間所得金額が150万円。以下同じ。）を超えているときは、控除額を0円とする。
- 2 E欄において、要返還者が経済的援助を行っている当該の親族と同居している場合で、当該親族の年間収入金額が150万円を超えているときは、控除額を0円とする。また、要返還者が経済的援助を行っている当該の親族と別居している場合で、当該親族の年間収入金額が230万円を超えているときは、控除額を0円とする。

別表第3

精神又は身体の障害の程度	番号	精神又は身体の障害の状態
第1級	1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの

	8	前各号に掲げるもののほか，精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他の理由により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しく障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の5つの指又は親指及び人差指を併せて4つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱，胸かく，骨盤軟部組織の高度の障害，変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか，精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考		
1 各号の障害は，症状が固定し，又は回復の見込みのないものに限る。 2 視力を測定する場合においては，屈折異常のものについてはきょう正視力により，視表は，万国式試視力表による。		